

インド憲法 (三)

孝 忠 延 夫

目次

一 インド憲法概説

一、インド憲法の制定及びその特色

二、インド憲法の改正

二 インド憲法

前文

第一編 連邦及びその領域

第二編 公民権

第三編 基本的人権

第四編 国家政策の指導原則

第四A編 基本義務 (以上第三八卷一号)

第五編 連邦

第六編 州 (以上第三八卷四号)

第八編 連邦領

第一〇編 指定地域及び部族地域

第一一編 連邦と州との関係

第一二編 財政、財産及び訴訟

第一三編 インド領内における取引、商業及び交通

第一四編 連邦及び州の公務

第一四A編 審判所

第一五編 選挙

第一六編 特定階層に対する特別規定

第一七編 公用語

第一八編 非常事態規定

第一九編 雑則

第二〇編 憲法改正

第二一編 暫定的、経過的及び特別規定

第二三編 略称、施行及び廃止

第七編 [削除]⁽¹⁾

第八編 連邦領⁽²⁾

第二三九条 (連邦領の行政)⁽³⁾

(1) 国会が法律で別段の定めをした場合を除いて、すべての連邦領の行政は、大統領が行うものとし、その適当と認める範圍において指名により任命された行政官を通じて行う。

(2) 第六編における規定にかかわらず、大統領は州知事を、隣接する連邦領の行政官に任命することができる。知事がこの行政官に任命されたときには、その大臣會議から独立した行政官としてその権能を行使するものとする。

第二三九A条 (一定の連邦領のための地方議會若しくは大臣會議又は地方議會と大臣會議の創設)⁽⁴⁾

(1) 国会は、法律によりゴア、ダマン及びディウ、ポンドチエリー、ミゾラム及びアルナカル・プラデシュ連邦領⁽⁵⁾のために当該法律で定める構成、権限及び機能を有する。

(a) その連邦領の議會としての機能を有する、選挙された機関若しくは指名と選挙によって選ばれた機関、若しくは

(b) 大臣會議

インド憲法 (三)

のいずれか一方又は双方を設置することができる。

(2) (1)項にいう法律は、それがこの憲法を改正し又は改正の効果をも有する規定を含む場合においても、第三六八条でいうこの憲法の改正とみなされてはならない。

第二三九B条 (連邦領議會閉会中における行政官の命令発出権)⁽⁶⁾

(1) 第二三九A条(1)項で規定された連邦領議會が開会中を除き、その行政官はすみやかな行動が必要だという状況が存在するとみなすときには何時でも、その状況に必要な命令を発することができる。

ただし、当該命令は、そのために大統領の訓令を得たのちでなければ行政官により公布されないものとする。

また、前記議會が解散されているとき又はその機能が第二三九A条(1)項で規定された法律にもとづいて採られた措置のために停止されているときには、行政官は当該解散又は停会期間中いかなる命令も発することはできない。

(2) 大統領の訓令にしたがい、この条にもとづいて公布された命令は、第二三九A条(1)項にいう法律に含まれた規定にしたがって適当に制定された連邦領の制定法とみなされる。

ただし、当該命令は、

一〇七 (一〇七)

(a) 連邦領議會に提出されなければならず、当該議會再開から六週間の経過以前にその命令を承認しないという決議が議會により可決された場合、その決議の可決によって効力を失う。

(b) 行政官により、そのための大統領の訓令を得たのち何時でも取り消される。

(3) この条にもとづく命令が、第二三九A条(1)項にいう法律に含まれた規定にしたがつて制定された連邦領の制定法中に定められたときには、有効でない規定を定めておき及び定めておけるかぎりは無効である。⁽⁷⁾

第二四〇条 (一定の連邦領についての大統領の規則制定権)⁽⁸⁾

(1) 大統領は、次に掲げる連邦領の平和的、進歩的かつ善良な統治を行うために規則を制定することができる。

- (a) マンダマン及びニコバル島
- (b) ラクシャドウィープ⁽⁹⁾
- (c) ダトラ及びナガルハヴェリイ
- (d) ゴア、ダマン及びディウ
- (e) ポンデンチェリー
- (f) ミゾラム
- (g) アルナカル・ブラデシュ⁽¹⁰⁾

ただし、ゴア、ダマン及びディウ、ポンデンチェリー、ミゾラム又はアルナカル・ブラデシュの連邦領議會としての機能を有する機関が第二三九A条にもとづいて設置されたときには、大統領は当該議會の最初の會議として指定された日以降、当該連邦領で効力を有する平和的、進歩的かつ善良な統治を行うための規則を制定することはできない。⁽¹¹⁾

また、ゴア、ダマン及びディウ、ポンデンチェリー、ミゾラム又はアルナカル・ブラデシュの連邦領議會としての機能を有する機関が解散されているとき、又は議會としての当該機関の機能が第二三九A条(1)項にいう法律にもとづいて採られた措置を理由として停止されているときには、大統領は当該連邦領地域の平和的、進歩的かつ善良な統治を行うための規則を制定することができる。⁽¹²⁾

(2) 前項の規則は、国会が制定する法律またはその時において当該連邦領に適用されるその他の法律を廃止又は改正することができる。また、当該規則が大統領により公布されたときには、当該領域に対し国会の制定法と同一の効力を有する。

第二四一条 (連邦領の高等裁判所)

(1) 国会は、法律で連邦領に高等裁判所を設置し、又は当該領内のいずれかの裁判所をこの憲法の規定の全部又は一部の適

用上高等裁判所とみなすことができる。

(2) 第六編第五章の規定は、第二一四条に規定する高等裁判所に関して適用すると同様に国会が法律で規定する読替又は適用除外をして(1)項で規定する高等裁判所についても適用する。

(3) この憲法の規定の制限内及びこの憲法にもとづいて州議会に与えられる権限にもとづき当該州議会が制定する法律の規定の制限内で、連邦領において一九五六年憲法(第七次改正)法施行直前管轄権を有する高等裁判所は、この憲法施行後当該領域に関して管轄権を有する。

(4) この条の規定は、州の高等裁判所の管轄権を連邦領又はそれに含まれる地域に拡張し又はこれから除外する国会の権限に影響を及ぼすものではない。

第二四二条(クールグ) [削 除]⁽¹⁵⁾

第九編 [削 除]⁽¹⁶⁾

第一〇編 指定地域及び部族地域

第二四四条(指定地域及び部族地域の行政)

(1) アッサム州及びメガラヤ州を除く州の指定地域及び指定部族の行政及び監督については、第五付則の定めるところによる。⁽¹⁷⁾

(2) アッサム州及びメガラヤ州並びにミゾラム連邦領の部族地域の行政については、第六付則の定めるところによる。

第二四四A条(アッサム州内の一定の部族地域により構成される自治州の形成及び当該地域のための地方議会若しくは大臣会議又は地方議会及び大臣会議の創設)

(1) この憲法の規定にかかわらず、国会は法律でアッサム州内に第六付則第二〇節に付された表の第一部で定められた部族地域の全部又は一部(包括的又は部分的)から構成される自治州を創設することができ、当該自治州のために当該法律で定める構成、権限及び機能を有する

(a) その自治州の議会としての機能を有する選挙された機関若しくは指名と選挙によって選ばれた機関、若しくは大臣会議

のいずれか一方又は双方を設置することができる。
(2) (1)項で規定する法律は、次に掲げる事項を定めることができる。

(a) 自治州の議会が、アッサム州議会を除外してか否かの方法を問わず、その全部又は一部に適用される法律を制定する権限を有することに關して、州管轄事項表又は共通管轄事項表に列挙された事項を定めること

- (b) 自治州の行政権が及ぶ事項を定義すること
- (c) アッサム州によって徴収される租税収入が自治州に帰属する限度において自治州に割り当てられることを定めること

- (d) この憲法の条項における州の規定が自治州についての規定を含むものとみなされることを定めること、及び
- (e) 必要とみなされた補足的、付随的及び結果的規定を設けること

(3) 前項で定める法律の改正は、それが(2)項(a)号又は(b)号で規定された事項のいずれかに関連するものであるときには、その改正が国会の両議院で出席し投票する議員の三分の二以上によって可決されなければ効力を有しない。

(4) この条でいう法律は、それがこの憲法の改正又は改正の効力を有している場合でも第三六八条の規定するこの憲法の改正とはみなされないものとする。

第一編 連邦と州との関係

第一章 立法関係

立法権の配分

第二四五条 (国会及び州議会の立法範囲)

(1) この憲法の規定の制限内において、国会はインド領の全部又は一部に対して法律を制定し、州議会は州の全部又は一部に対して法律を制定することができる。

(2) 国会の制定する法律は、それが領域外に適用されるという理由で無効とみなされることはない。

第二四六条 (国会及び州議会の立法事項)

(1) (2)項及び(3)項の規定にかかわらず、国会は第七付則第一表(この憲法において『連邦管轄事項表』という)に掲げる事項に關し、排他的立法権を有する。

(2) (3)項の規定にかかわらず、国会は第七付則第三表(この憲法において『共通管轄事項表』という)に掲げる事項に關し立法権を有し、(1)項の規定の制限内において州議会もまた同様とする。

(3) (1)項及び(2)項の規定の制限内において、第七付則第二表(この憲法において『州管轄事項表』という)に掲げる事項に關し、州議会は当該州又はその一部に対して排他的管轄権を有する。

(4) 国会は、州に含まれないインド領の一部の領域のため、その事項が州管轄事項表に掲げる事項である場合であっても、当該事項に關して立法権を有する。

第二四七条（一定の補充裁判所設置について定める国会の権限）

この章の規定にかかわらず、国会は、連邦管轄事項表に掲げる事項に関する法律であつて国会が制定するもの又は既存のもの適切な運用をはかるため、法律で補充裁判所の設置を定めることができる。

第二四八条（未配分事項に関する立法権）

(1) 国会は、共通管轄事項表及び州管轄事項表に掲げていない事項に関し、排他的に立法権を有する。

(2) 前項の規定による権限は、同項に規定する表に掲げていない租税を賦課する立法権を含む。

第二四九条（国家利益のために国会が有する州管轄事項に関する立法権）

(1) この章の前条までの規定にかかわらず、参議院が出席し投票する議員の三分の二以上の賛成を得た議決により、国家の利益のため州管轄事項表に掲げる事項であつて当該決議において指定したものに關し国会が法律を制定することが必要又は有利であると宣言したときには、国会はその決議の有効期間中インド領の全部又は一部に対し当該事項に関する立法権を有する。

(2) (1)項の規定にもとづいて採択された決議は、一年をこえ

ない限度において決議で定める期間効力を有する。

ただし、当該決議の効力継続を認める決議が(1)項に定める方法で可決されたときには、当該決議はこの規定により効力を失うべき日から更に一年効力を継続する。

(3) (1)項にもとづく決議が採択されない場合には、立法権を有しない事項にかかる国会の制定法はその権限を欠く限度において当該決議が効力を失つた後六月を経過した日においてその効力を失う。ただし、当該期間経過前になされ又はなされないこととなつた事項の効力には影響を及ぼさない。

第二五〇条（非常事態の布告施行中における州管轄事項に関する国会の立法権）

(1) この章の規定にかかわらず、非常事態の布告の施行中、国会は州管轄事項表に掲げるいかなる事項に關してもインド領の全部又は一部に対し立法権を有する。

(2) 非常事態の布告の施行がない場合には、立法権を有しない事項にかかる国会の制定法は、その権限を欠く限度において当該布告が効力を失つた後六月を経過した日においてその効力を失う。ただし、当該期間の経過前になされ又はなされないこととなつた事項の効力には影響を及ぼさない。

第二五一条（第二四九条及び第二五〇条の規定にもとづき国

会の制定した法律と州議会の制定した法律との抵触)

第二四九条及び第二五〇条の規定は、この憲法の規定にもとづいて州議会在が有する立法権を制限するものではない。ただし、州議会の制定した法律の規定が同条の規定により国会の有する立法権にもとづいて国会の制定した法律と抵触するときは、国会の制定した法律はそれが州議会在による法律制定の前に制定されたものであると後に制定されたものであるとを問わずその効力を有するものとし、州議会の制定した法律は国会の制定した法律が効力を有するかぎり抵触する限度においてその効力を停止する。

第二五二条 (二以上の州の承認による当該州のための国会の立法権及び他州による当該法律の採択)

(1) 第二四九条及び第二五〇条に規定する場合を除き、国会が州に関し立法権を有しない事項に関し、二以上の州議会在が国会の制定する法律でこれを規制することを希望した場合においてその旨の決議がこれらの州のすべての議会で採択されたときには、国会は当該事項を規制する制定法を可決する権限を有する。当該制定法は、これらの州に適用するものとし、他の州がその立法議院又は二院制をとっている州にあっては両議院において当該制定法の適用を受けるべき旨を決議したときは、当該

制定法はその州にも適用する。

(2) 国会が可決した当該制定法は、前項と同様の方法で国会が可決した制定法で改正又は廃止することができる。ただし、当該制定法の適用を受ける州は、当該制定法をその州の議会の制定法で改正又は廃止することはできない。

第二五三条 (国際協定実施のための立法)

この章中の前条までの規定にかかわらず、国会は外国との条約、協定若しくは協約又は国際会議、国際機構その他の国際機関が採択した決議を実施するためインド領の全部又は一部に対し法律を制定する権限を有する。

第二五四条 (国会の法律と州議会の法律が抵触する場合)

(1) 州議会の制定した法律の規定が、国会がその権限にもとづいて制定した法律又は共通管轄事項表に掲げる事項に関する既存の法律の規定に抵触するときは、その制定が州議会の制定した法律の時期の前後を問わず(2)項の制限内においてその効力を有するものとし、州議会の制定した法律は抵触するかぎりにおいて無効となる。

(2) 共通管轄事項表に掲げる事項に関し州議会の制定した法律が、当該事項に関しそれ以前に国会が制定した法律又は既存の法律に抵触する規定を含むときには、州議会の制定した法律

は大統領の考慮を求めるために留保され、その裁可が得られたとき当該州に対して効力を有する。

ただし、この項の規定は国会が当該事項に関し州議会の制定した法律にたいする追加、改正、変更又は廃止を規定するいかなる法律を制定することをも妨げるものではない。

第二五五条（手続事項に関する勧告及び事前許可についての要件）

国会又は州議会による制定法及び当該制定法の規定は、当該制定法に対して次に掲げる認証が与えられるかぎりこの憲法の要求する勧告又は事前許可が与えられなかったという理由だけで無効とされることはない。

(a) この憲法の要求する勧告が知事の勧告であるときは、知事又は大統領の認証

(b) この憲法の要求する勧告がラジブラムクの勧告であるときは、ラジブラムク又は大統領の認証

(c) この憲法の要求する勧告又は事前許可が大統領の勧告又は事前許可であるときは、大統領の認証

第二章 行政関係

総則

インド憲法（三）

第二五六条（州及び連邦の責務）

州の行政権は、国会の制定した法律及び既存の法律であって当該州に適用されるものに従って行使されるものとし、連邦の行政権は、インド政府が州に対して必要と認める指令を発する権限を含むものとする。

第二五七条（一定の場合における連邦の州に対する監督）

(1) 州の行政権は、連邦の行政権を妨害又は侵害しないよう行使されるものとし、この目的を達成するため連邦の行政権はインド政府が州に対して必要と認める指令を発する権限を含むものとする。

(2) 連邦の行政権は、国家的又は軍事的に重要性がある旨指令に明記される交通機関の建設及び維持に関し州に対して指令を発する権限を含むものとする。

ただし、この項の規定は、道路若しくは水路を国道若しくは水路と宣言する国会の権限、当該宣言された道路若しくは水路に関する連邦の権限又は海軍、陸軍若しくは空軍の施設に関する連邦の権限の一部としての交通機関の建設及び維持に関する連邦の権限を制限するものとみなしてはならない。

(3) 連邦の行政権は、州内における鉄道の保護のためにとるべき措置に関し州に指令を発する権限を含むものとする。

(4) 交通機関の建設若しくは維持に関し(2)項の規定にもとづいて州に対して発せられた指令又は鉄道の保護措置に関して(3)項の規定にもとづいて発せられる指令を実施するにあたり、当該指令が発せられない場合における当該州の通常の任務遂行に要する費用以上の費用を要したときには、インド政府はその超過額に關し州の同意する金額又は当該州の同意が得られない場合にはインド最高裁判所長官の任命する仲裁官の決定する金額を当該州に対して支払わなければならない。⁽¹⁸⁾

第二五八条 (一定の場合における連邦の州に対する権限等の付与権)

(1) この憲法の規定にかかわらず、大統領は州議会の同意を得て連邦の行政権に含まれる事項に關する権限を無条件又は条件付で州政府又はその官吏に委任することができる。

(2) 国会が制定する法律であつて州に適用されるものは、州議会が立法権を有しない事項に關しても州、州の官吏若しくは州の機関に権限を与え若しくは任務を課し、又は権限の付与若しくは任務の賦課を承認する旨を規定することができる。

(3) この条の規定により州、州の官吏若しくは州の機関に対し権限を与え又は任務を課したときには、インド政府は当該権限の行使又は任務の遂行にともなつて生じた州の行政費の超過

額に關し州の同意する金額を、当該州の同意が得られない場合にはインド最高裁判所長官の任命する仲裁官の決定する金額を当該州に対して支払わなければならない。

第二五八A条 (連邦に作用を委任する州の権限)⁽¹⁹⁾

この憲法の規定にかかわらず、州知事はインド政府の同意を得て州の行政権に含まれる事項に關する作用を無条件又は条件付で当該州政府又はその官吏に委任することができる。

第二五九条 (第一付則B編に規定する州の軍隊) [削除]⁽²⁰⁾

第二六〇条 (インド国外に關する連邦の管轄権)

インド政府は、インド領以外の地域の政府との協定により、当該地域の政府の有する行政権、立法権及び司法権を管掌することができる。ただし、当該協定はそのときにおいて効力を有する外国の管轄権の行使に關する法律の制限にしたがい、また、当該法律により運用されなければならない。

第二六一条 (公的行為、記録及び司法手続)

(1) 連邦及び州の公的行為、記録及び司法手続に対してはインド全土をつうじて完全な信頼と信用が与えられる。

(2) (1)項に規定する行為、記録及び司法手続を証明する方法及び条件並びにその効力は、国会の制定する法律で規定しなければならぬ。

(3) インド領内の民事裁判所が下した終局判決又は命令は、法律にしたがい、インド領内のいずれの場所においても執行することができる。

河川に関する紛争

第二六二条 (州際河川又は州際河谷の紛争に関する裁決)

(1) 国会は、法律で州際河川又は州際河谷の水使用、配分又は管理に関する紛争又は不服申立ての裁決について規定を設けることができる。

(2) この憲法の規定にかかわらず、国会は法律で最高裁判所その他の裁判所が(1)項に規定する紛争又は不服申立てに関し管轄権を行使できない旨を規定することができる。

州間の調整

第二六三条 (州際評議会に関する規定)

大統領は、次に掲げる任務を有する評議会を設置することが公共の利益に役立つと認めるときは、何時でも命令で当該評議会を設置し、かつ、当該評議会の遂行する任務の性格、その組織及び手続を定めることができる。

(a) 州間に生ずる紛争について調査及び助言すること

インド憲法 (三)

(b) いくつかの州、すべての州又は連邦及び一州若しくは

数州が共通の利害関係を有する事項を調査及び討議すること

(c) 前各号に掲げる事項に関する勧告、とくに当該事項に関する政策及び行動を一層調整するための勧告を行うこと

第一二編 財政、財産、契約及び訴訟

第一章 財政

総則

第二六四条 (解釈)

この編において『財務委員会』とは、第二八〇条の規定にもとづいて設置される財務委員会を意味する。

第二六五条 (法律による以外の課税の禁止)

租税は、法律の認めるところによらなければ、賦課又は徴収することはできない。

第二六六条 (インド及び州の統合基金及び公金勘定)

(1) 第二六七条の規定及び特定の租税及び公課の純収入高の全部又は一部を州に交付することに関するこの章の規定の制限内において、インド政府の収納する全収入、当該政府の国庫証

券発行による起債額、借入金及び貸付金返還により当該政府の
収納する金銭は、『インド統合基金』と称される一つの統合基
金を構成し、州政府の収納する全収入、州庫証券発行による起
債額、借入金及び貸付金返還により当該政府の収納する金銭は、
『州統合基金』と称される一つの統合基金を構成する。

(2) インド政府若しくは州政府により又は当該政府のために
収納される全てのその他の公金は、インド公金勘定又は州公金
勘定に繰り入れる。

(3) インド統合基金又は州統合基金を構成する金銭は、法律
にしたがい、かつ、この憲法の規定する目的及び方法にしたが
うでなければ支出してはならない。

第二六七条 (非常基金)

(1) 国会は、法律で『インド非常基金』と称する貸出国庫金
の性質を有する非常基金を設け、当該法律で定める金額を随時
これに払い込むことができる。当該基金は、大統領の管理に属
し、予見しがたい支出であつて第一一五条又は第一一六条の規
定にもとづく法律で国会が承認したものに充てるためのものと
する。⁽²⁾

(2) 州議会は、法律で『州非常基金』と称する貸出州庫金の
性質を有する非常基金を設け、当該法律で定める金額を随時こ

れに払い込むことができる。当該基金は知事の管理に属し、予
見しがたい支出であつて第二〇五条又は第二〇六条の規定にも
とづいて法律で州議会在承認したものに充てるためのものとす
る。

連邦と州との間における収入の配分

第二六八条 (連邦が賦課し、州が徴収充用する租税)

(1) 連邦管轄事項表に掲げる印紙税、医薬品及び化粧品に対
する消費税は、インド政府が賦課し、次の各号の規定するところ
により徴収する。

(a) 連邦領内に賦課されたものである場合には、インド政
府が徴収し、

(b) その他の場合には、当該税を賦課された州が徴収する。

(2) 州内において賦課される税の各財政年度における収入は、
インド統合基金の一部となさず、当該州に交付する。

第二六九条 (連邦が賦課徴収し、州に交付する租税)

(1) 次に掲げる租税は、インド政府が賦課徴収し、(2)項に規
定する方法で州に交付する。

(a) 農地以外の財産の相続に関する税

(b) 農地以外の財産に関する遺産税

(c) 鉄道輸送、海運又は航空輸送による貨物又は旅客の発着税

(d) 鉄道旅客運賃及び貨物運賃に対する税

(e) 印紙税を除く株式及び先物取引に対する税

(f) 新聞の販売又は購買及び新聞広告に対する税

(g) 新聞以外の物品の販売又は購買が州際通商又は取引において行われた場合における当該物品の販売又は購買に対する税⁽²³⁾

(h) (当該販売がその商品を製造した人に対するものと、その他の人に対するものとを問わず)、州際通商又は取引において行われた物品の委託販売に対する税

(2) (1)項に規定する租税の財政年度内における純収入は、連邦領に帰属する収入である場合を除き、インド統合基金の一部となさず、これら租税が賦課された州に対し、当該財政年度内に交付するものとし、国会が法律で定める配分基準にしたがい関係各州に配分する。

(3) 国会は、法律で物品の販売、購買又は委託が州際通商又は取引において行われた場合を決定する原則を定める。⁽²⁴⁾

第二七〇条 (連邦が賦課徴収し、連邦と州との間に配分する所得税)

(1) 農業所得以外の所得に対する租税は、インド政府が賦課・徴収し、かつ、(2)項に規定する方法により連邦と州との間に配分する。

(2) (1)項に規定する租税の財政年度内における純収入のうち一定割合の部分は、連邦領に帰属するもの又は連邦の俸給に関する税によるものを除き、インド統合基金の一部となさず、これらの租税が賦課された州にその財政年度内に交付するものとし、一定の方法及び時期に配分するものとする。

(3) (2)項の規定の適用については、各財政年度において連邦の俸給に関する税の純収入以外の所得税の純収入のうち一定割合の部分は連邦領に帰属するものとみなす。

(4) この条において

(a) 『所得税』とは、法人税を含まないものとし、

(b) 『一定の』とは、

(i) 財務委員会が設置されるまでは、大統領が命令で定めるものとし、

(ii) 財務委員会が設置された後においては、大統領が財務委員会の勧告を考慮して命令で定めることを意味する。

(c) 『連邦の俸給』には、インド統合基金から支払われ、

これに所得税が課されるすべての俸給及び年金を含むものとする。

第二七一条（一定の租税に対する連邦のための付加税）

第二六九条及び第二七〇条の規定にかかわらず、国会は連邦のために前条までに規定する租税に対し随時付加税を課することができる。当該付加税の全収入は、インド統合基金の一部となる。

第二七二条（連邦が賦課徴収し、連邦と州との間に分配する消費税）

医薬品及び化粧品に対する消費税を除き、連邦管轄事項表に掲げる消費税はインド政府が賦課・徴収する。ただし、国会が法律で規定する場合には、当該消費税の全収入の全部又は一部に相当する額を、当該租税の賦課に関する法律の適用を受ける州に対してインド統合基金から支払うものとし、その金額は当該法律の定める配分基準にしたがい関係各州に配分する。

第二七三条（ジュート及びジュート製品輸出税に代わる補助金）

(1) アッサム州、ビハール州、オリッサ州及び西ベンガル州に対し、ジュート及びジュート製品に課せられる輸出税の各年度純収入取得分の交付に代え、それらの州の歳出への一定の補

助金をインド統合基金から支払うものとする。

(2) (1)項の補助金額は、インド政府がジュート若しくはジュート製品に対する輸出税の賦課を廃止する日又はこの憲法施行後一〇年を経過する日のいずれか早い日までインド統合基金から支払われる。

(3) この条において『一定の』とは、第二七〇条におけると同じ意味を有する。

第二七四条（州に関係する課税法案上程の場合の大統領の事前の勧告の必要）

(1) 法律又は修正案であつて州に利害関係のある租税を課し若しくは変更し、インド所得税に関する法令に規定する『農業所得』の意味を変更し、この章中の前条までの規定にもとづいて州に金銭を配分し若しくは配分するための基準に影響を及ぼし、又はこの章中の前条までの規定により連邦のために付加税を要するものを国会に提出し若しくは発議するには大統領の勧告を必要とする。

(2) この条において『州に利害関係のある租税』とは、次のものをいう。

- (a) 租税の純収入の全部又は一部を州に交付するもの
- (b) 租税の純収入に関し、当分の間インド統合基金から一

定額を州に支払うもの

第二七五条（一定の州に対する連邦の補助金）

(1) 国会が法律で定める金額は、国会が援助を必要とするものと定める州の収入に対する補助金として毎年インド統合基金から支出するものとし、州により異なった額を定めることができる。

ただし、州内の指定部族の福祉を増進し、指定地域の行政水準をその他の行政水準に近づけるためインド政府の承認を得て州が立てた開発計画を実施するための費用をまかなうのに必要な資金及び経費は、当該州の歳入への補助金としてインド統合基金が支出するものとする。

さらに、アッサム州の歳入に対する補助金として、次に掲げる額に相当する額の資金及び経費をインド統合基金から支出するものとする。

(a) 第六付則二〇節の表第一部に掲げる部族地域の行政に
関し、この憲法施行直前二年間の支出超過額の平均額

(b) 前号に規定する地域の行政水準をその州の他の地域の
水準に近づけるためインド政府の承認を得て当該州が立
てた開発計画を実施するための費用

(1A) 第二四四A条で規定する自治州の形成に対して又はその

インド憲法(三)

形成から生ずる金額は、

(i) (1)項第二ただし書(a)号にもとづいて支払われる金額は、自治州がすべての部族地域から構成されているときには自治州に支払われ、自治州が部族地域の中のいくつかのみで構成されているときにはアッサム州と自治州との間で大統領が命令で定める割合で配分される。

(ii) 自治州の行政水準をアッサム州のその他の行政水準に近づけるためインド政府の承認を得て自治州が立てた開発計画を実施するのに必要な額に相当する額の資金及び経費は、自治州の歳入への補助金としてインド統合基金から支出するものとする。

(2) (1)項の規定にもとづく規定が設けられるまでは、同項の規定にもとづいて国会に与えられる権限は大統領が命令で行使するものとし、この項の規定にもとづいて大統領が制定する命令は、国会が制定する規定の制限内において効力を有する。

ただし、財務委員会を置いた後は、大統領は財務委員会の勧告を考慮した後でなければこの項にもとづく命令を発することはできない。

第二七六条（自由業、商工業その他の職業及び雇用に対する課税）

一一九（一一九）

(1) 第二四六条の規定にかかわらず、自由業、商工業その他の職業又は雇用について、州又は州内の市、郡、地区その他の地方機関のための租税に関して定める州議会の法律は、それが所得税に関するものであるという理由で無効とされることはない。

(2) 個人が州又は州内の市、郡、地区その他の地方機関に対し、自由業、商工業その他の職業又は雇用について支払う税の総額は、一年につき二五〇ルピーをこえてはならない。

ただし、この憲法施行直前の財政年度において州又は州内の市、郡、地区その他の地方機関により自由業、商工業その他の職業又は雇用に対して課されていた租税は、その課税される税率又は最高率が一年につき二五〇ルピーをこえている場合においても、国会が法律でこれと異なる規定を定めるまでは、なお課することができる。国会が制定する当該法律は、州、市、郡その他の機関に対し総括的又は個別的に規定することができる。

(3) 自由業、商工業その他の職業又は雇用に関する課税に関して法律を制定する州議会の前二項に規定する権限は、自由業、商工業その他の職業又は雇用から生ずる所得に課税する法律を制定する国会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第二七七条 (例外)

この憲法施行直前、州政府、市その他の地方機関又は団体により州、市、郡その他の地区のため適法に課されている租税、税又は手数料は、連邦管轄事項表に掲げられている租税、税又は手数料であっても国会が法律でこれと異なる規定を定めるまでは、なお、同様に課することができる。

第二七八条 (一定の財政事項に関する第一付則B編に規定する州との協定) ⁽²⁶⁾
 「削除」

第二七九条 (『純収入』の計算等)

(1) この章中の前条までの規定において『純収入』とは、税収入より徴税費を控除したものをいい、これらの規定を適用するにあたっては、その地域にかかる税の純収入又はその一部はインド会計検査院長が確証するものとし、その確証は最終的なものとなる。

(2) この編に規定するところにより税収入を州に交付し又は交付することができる場合においては、国会の制定する法律又は大統領の定める命令は、前項に規定するところにしたがい、かつ、この章に明示する規定の制限内において、収入を計算する方法、支払いをなすべき時期又は方法、財政年度と他の財政年度との調整その他付随的又は従属的な事項を規定することができる。

第二八〇条（財務委員会）

(1) 大統領は、この憲法施行後二年以内に命令で財務委員会をおく。財務委員会は、その後五年毎に又は大統領が必要とするこれより早い時期に更新されるものとし、大統領の任命する議長及び四名の委員で構成する。

(2) 国会は、法律で、(1)項に規定する委員会委員の任命の資格条件及び選任方法を定めることができる。

(3) 財務委員会は、次に掲げる事項に関し大統領に勧告することを任務とする。

- (a) この章の規定にもとづいて連邦と州との間に分割し又は分割することのできる租税の純収入を配分すること及び各州に対して当該収入の分与額を割り当てること
- (b) インド統合基金から州歳入へ交付する補助金についての基準
- (c) 財政を健全にするため、大統領から財務委員会に付託するその他の事項

(4) 財務委員会は、その手続を定めることができ、また、その機能を行使するため国会が法律で与える権限を有する。

第二八一条（財務委員会の勧告）

大統領は、この憲法の規定にもとづいて財務委員会が行う勸

告を当該勧告に対して採るべき措置に関する説明書とともに国会の両議院に提出させなければならない。

財政に関する雑則

第二八二条（連邦又は州がその収入より行う支出）

連邦又は州は、公共の目的のために国会又は州議会が立法権を有していない事項に関しても交付金を与えることができる。

第二八三条（統合基金、非常基金及び公金勘定払込金の管理等）

(1) インド統合基金及びインド非常基金の管理、当該基金への金銭の払込及び当該基金からの金銭引き出し、インド政府により又はこれに代わって収納される公金であって当該基金に寄託される以外のものの管理、インド公金勘定への金銭払込及び当該公金勘定からの金銭引き出し並びにこれらの事項に関連し又は付随するその他の事項は、国会の制定する法律で規制するものとし、当該法律が制定されるまでは、大統領の制定する規則で規制しなければならない。

(2) 州統合基金及び州非常基金の管理、当該基金への金銭の払込及び当該基金からの金銭引き出し、州政府により又はこれに代わって収納される公金であって当該基金に寄託される以外

のものの管理、州公金勘定への金銭払込及び当該公金勘定からの金銭引き出し並びにこれらの事項に関連し又は付随するその他の事項は、州議会の制定する法律で規制するものとし、当該法律が制定されるまでは、知事が制定する規則で規制しなければならぬ。

第二八四条 (訴訟者供託金並びに官吏及び裁判所の収納するその他の金銭の管理)

次に掲げる者が収納し、又は預入した一切の金銭は、それぞれインド公金勘定又は州公金勘定に払い込むものとする。

- (a) 連邦又は州の事務に関し雇用されている官吏、ただし、インド政府又は州政府が起償し又は収納する収入又は公金に関する場合を除く
- (b) インド領内の裁判所、ただし、訴訟、事件又は人に関する場合にかぎる

第二八五条 (連邦財産に対する州の租税の非課税)

(1) 連邦財産は、国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、州又は州内の機関によって租税を課されることはない。

(2) (1)項の規定は、国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、この憲法施行直前に租税を課され又は課することができるものとされていた連邦財産に対し、当該租税が当該州内に課され

ているかぎり、州内の機関がこれを課することを妨げるものではない。

第二八六条 (貨物売買税賦課に関する制限)

(1) 州の法律は、次に掲げる貨物の売買に対し、税を課する旨又は課することを承認する旨を規定してはならない。

- (a) 州外における貨物の売買、又は
- (b) インド領への貨物の輸入若しくはインド領からの貨物の輸出における貨物の売買

(2) 国会は、法律で物品の売買が(1)項で規定された方法で行われたと認めるための原則を定めることができる。

(3) 次に掲げる税を課し又は課すことが認められる州法は、国会が法律で定める税徴収制度、税率及びその他の事項に関する制限及び条件にしたがわなければならない。

- (a) 国会が法律により、州際通商若しくは取引においてくに重要であると定めた貨物の売買に対する税、又は
- (b) 貨物の売買に対する税であって、^{(29)項(b)号、}₍₂₉₎ (c)号若しくは(d)号に規定された性質を有するもの
- (c)号若しくは(d)号に規定された性質を有するもの

第二八七条 (電力に対する非課税)

国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、州の法律は、次に掲げる場合には電力(政府又は個人のいずれが発電するの

を問わず)の消費又は販売に対し租税を課する旨又は課することを承認する旨を規定してはならない。

(a) インド政府が消費し若しくはインド政府消費用として

インド政府に販売する場合、又は、

(b) インド政府若しくは鉄道会社による鉄道の建設、維持

若しくは運営に際して、消費し、鉄道の建設、維持若し

くは運営に消費するためインド政府若しくは鉄道会社に

販売する場合

電力の販売に対して租税を課す旨又は課することを承認する旨を規定する法律は、インド政府消費用として販売し、又は鉄道の建設、維持若しくは運営のため当該鉄道会社に販売する電力料金については、他の大口電力消費者の電力料金より租税の額に相應する額だけ安くなるように措置しなければならない。

第二八八条(一定の場合における水力及び電力に関する州の

租税の非課税)

(1) 大統領が命令で別段の定めを設けないかぎり、この憲法施行直前効力を有する州の法律は、州際河川又は州際河谷を規制し又は開発するための既存の法律又は国会の制定する法律にもとづいて置かれる機関が貯蔵し、発電し、消費し、配分し又は販売する水力又は電力に対し租税を課する旨又は課すること

インド憲法(三三)

を承認する旨を規定してはならない。

〔原注〕 この項において『効力を有する州の法律』とは、この憲法施行前に可決し又は制定された州の法律を含むものとし、その全部又は一部が特定の地域に実施されているか否かを問わないものとする。

(2) 州議会は、法律で(1)項に規定する租税を課し又は課することを承認することができるが、当該法律は、大統領の考慮を求めため留保され、その承認を得た後でなければ効力を有しない。また、当該法律が税率その他付随的事項を同法にもとづいて規則又は命令で定める旨規定するときには、当該法律にはかかる規則又は命令の制定については大統領の事前の承認を要する旨を規定しなければならない。

第二八九条(州の財産及び収入に対する連邦の租税の非課税)

(1) 州の財産及び収入に対しては、連邦の租税を課さない。

(2) (1)項の規定は、連邦が国会の制定する法律の規定の制限内において、州政府により若しくはそれに代わって行われる交易若しくは事業、当該交易若しくは事業の運営、当該交易若しくは事業のために使用し若しくは占有する財産又は当該交易若しくは事業から生ずる所得に対し、租税を課し又は課すること

一一三(一一三)

を承認することを妨げるものではない。

(3) (2)項の規定は、国会が法律で行政の通常の機能に付随的なものと認める交易若しくは事業又は交易若しくは事業に属するものには適用しない。

第二九〇条 (一定の経費及び年金に関する調整)

この憲法の規定にもとづき、裁判所若しくは委員会の経費又はこの憲法施行前インドにおいてイギリス国王の下で勤務していた者に対し若しくはこの憲法施行後連邦若しくは州の事務に關し勤務した者に対し若しくはこの者に関連して支払われている年金がインド統合基金又は州統合基金の負担とされている場合において、

(a) 当該経費若しくは年金がインド統合基金の負担となる場合で、裁判所若しくは委員会が州の別の要求に奉仕し、若しくは当該者が州事務の全部若しくは一部に奉仕した者であるとき、又は

(b) 当該経費若しくは年金が州統合基金の負担となる場合で、裁判所若しくは委員会が連邦若しくは他の州の別の要求に奉仕し、若しくは他の州の事務の全部若しくは一部に奉仕した者であるときは、

各場合に應じ協議して定めた経費若しくは年金に関する負担

額、又は協議が整わないときは、インド最高裁判所長官の任命する仲裁官が決定する負担額を州統合基金又はインド統合基金若しくは他の州の州統合基金から支払うものとする。

第二九〇A条 (一定のデヴァスワム基金への年次支払い)⁽³⁰⁾

総額四六五〇〇〇〇ルビーがケララ州統合基金の負担であり、毎年トラヴァンコール・デヴァスワム基金に支払われる。また、一三五〇〇〇〇〇ルビーがタミル・ナードゥ州統合基金の負担であり、トラヴァン・コーチン州から一九五六年一月一日にタミル・ナードゥ州に移譲された地域におけるヒンズー寺院及び聖地の維持のため当該州に設置されたデヴァスワム基金に支払われねばならない。

第二九一条 (藩王国統治者の手元金) 〔削除〕⁽³¹⁾

第二章 借入

第二九二条 (インド政府の借入)

連邦の行政権は、国会が随時法律で定める制限があればその限度内において、インド統合基金を担保として借入を行い、また、法律の定める限度内において保証を与える権限を含むものとする。

第二九三条 (州の借入)

(1) この条の規定の制限内において、州の行政権は、州議会が随時法律で定める制限があればその限度内において州統合基金を担保としてインド領内において借入を行い、また、法律の定める限度内において保証を与える権限を含むものとする。

(2) インド政府は、国会の制定する法律により又はこれにもとづいて定める条件の制限内において州に借款を供与し、また、第二九二条の規定にもとづいて定める条件の制限をこえない範圍で州の起債に関し保証を提供することができる。この場合において、借款供与のために要する金額はインド統合基金の負担となる。

(3) インド政府若しくはその前任政府が州に対して供与した借款の一部が未払いであり又は当該借款についてインド政府若しくはその前任政府が保証を与えている場合には、当該州はインド政府の同意がなければ起債することができない。

(4) (3)項の規定にもとづく同意は、インド政府が適当と認める条件を必要とする場合には、その制限内において与えることができる。

第三章 財産、契約、権利、義務、負担及び訴訟

第二九四条 (一定の場合における財産、資産、権利、義務及び

インド憲法) (三)

び負担の承継)

この憲法の施行以後においては、

(a) この憲法施行直前インド自治領政府のためイギリス國王陛下に属したすべての財産及び資産又はこの憲法施行直前旧知事州政府のためイギリス國王陛下に属したすべての財産及び資産は、連邦又は旧知事州に対応する州にそれぞれ帰属し、かつ、

(b) インド自治領政府又は各旧知事州のすべての権利、義務及び負担は、契約その他により発生したか否かを問わず、それぞれインド政府又は旧知事州に対応する州の権利、義務及び負担となるものとする。

ただし、パキスタン自治領、西ベンガル、東ベンガル、西ベンジャブ、東ベンジャブの各旧州をこの憲法施行前に創設したことを理由として行われる調整に服さなければならない。

第二九五条 (他の場合における財産、資産、権利、義務及び負担の承継)

(1) この憲法施行以後においては、

(a) この憲法施行直前、第一付則B編に規定する州に対応するインド藩王国に属していたすべての財産及び資産は、この憲法施行直前にその供されていた目的がこの憲法施

一二五 (一二五)

行後において連邦管轄事項表に掲げる事項に関する連邦の目的となるものであるときは、すべて連邦に帰属するものとし、かつ、

- (b) 第一付則B編に規定する州に対応するインド藩王国のすべての権利、義務及び負担は、契約その他により発生したか否かを問わず、この憲法施行前において取得された当該権利、義務又は負担の目的がこの憲法施行後において連邦管轄事項表に掲げる事項に関するインド政府の目的となるものであるときには、すべてインド政府の権利、義務及び負担となるものとする。

ただし、インド政府と藩王国との間に締結された協定の制限に服さなければならない。

- (2) 第一付則B編に規定する州の政府は、この憲法施行以後(1)項に規定する制限内において、当該州に対応するインド藩王国のすべての財産及び資産並びに契約その他により発生したか否かを問わず同項に規定するものを除くすべての権利、義務及び負担の承継者となる。

第二九六条（復帰、失効又は無主物の財産）

以下数条の規定の制限内において、この憲法が施行されなかつたとした場合に、正当な所有者がいなかったため復帰、失効又は

無主物としてイギリス国王陛下又はインド藩王国統治者に帰属すべきであったインド領内の財産は、州にあるときは当該州に、それ以外の場合には連邦に帰属する。

ただし、イギリス国王陛下又はインド藩王国統治者に帰属すべきであった当時インド政府又は州政府の保有に属し又はその管理下にあった財産は、その当時の保有又は保管の目的が連邦又は州のいずれの目的であったかに応じ、連邦又は州に帰属する。

〔原注〕 この条において『統治者』及び『インド藩王国』とは、第三六三条に規定する『統治者』及び『藩王国』と同じ意味を有する。

第二九七条（領海又は大陸棚の有価物及び連邦に帰属する専属経済水域の資源）⁽³²⁾

- (1) インド領海、大陸棚又は専属経済水域内における海底のすべての土地、鉱物その他の有価物は連邦に帰属し、連邦のために保有される。

(2) インド専属経済水域のその他の資源も連邦に帰属し、連邦のために保有される。

(3) インド領海、大陸棚、専属経済水域その他の海域の境界は、国会が随時定める法律により又はその法律にもとづいて定

めるところによる。

第二九八条（交易等を行う権限）⁽³³⁾

連邦及び各州の行政権は、交易を行い、財産の取得、保有及び処分並びに契約を締結することを含む。

ただし、

(a) この条で規定する連邦の行政権は、当該交易又は目的が国会が、法律を制定することのできるものでない場合には、各州においてその州による立法の制限に服する。

(b) この条で規定する州の行政権は、当該交易又は目的が州議会が法律を制定することのできるものに関するものでない場合には、国会による立法の制限に服する。

第二九九条（契約）

(1) 連邦又は州の行政権を行使して締結するすべての契約は、大統領又は州知事が締結することを明らかにして行うものとし、当該権限行使によるすべての契約及び財産の保証は、大統領又は知事の指令又は承認する者が、その指令又は承認された方式によって行う。

(2) この憲法又はインド統治に関して効力を有する法令を適用して締結又は設定される契約又は保証に関しては大統領又は知事は個人的責任を負うことなく、また、これらの者に代わっ

インド憲法(三)

て契約を締結し又は保証を設定する者も個人的責任を負うことはない。

第三〇〇条（訴訟及び手続）

(1) インド政府は連邦の名において、州政府は州の名において訴え又は訴えられることができる。また、この憲法の与える権限にもとづいて制定される国会又は州の制定法の規定の制限内においてこの憲法が施行されなかったとした場合に、インド自治領又は当該州に対応する旧州若しくはインド藩王国が訴え又は訴えられることができた事件と同一の事件に関し、同様に訴え又は訴えることができる。

(2) この憲法施行の際、

(a) インド自治領が当事者である係争中の訴訟があるときは、当該訴訟はインド連邦が受け継いだものとみなし、
(b) 旧州又はインド藩王国が当事者である係争中の訴訟があるときは、当該訴訟は旧州又は旧インド藩王国に対応する州が受け継いだものとみなす。

第四章 財産権⁽³⁴⁾

第三〇〇A条（法律の根拠によらないで財産を奪われない権利）

一二七（一二七）

何人も法律の根拠によらなければ、その財産を奪われない。

第一三編 インド領内における取引、商業及び交通

第三〇一条 (取引、商業及び交通の自由)

この編の他の規定の制限内において、全インド領内における取引、商業及び交通は自由とする。

第三〇二条 (取引、商業又は交通に制限を課する国会の権限)

国会は、法律で州の間又はインド領内の一部における取引、商業及び交通に対し、公共の利益のために必要な制限を課することができる。

第三〇三条 (取引及び商業に関する連邦及び州の立法権の制限)

(1) 第三〇二条の規定にかかわらず、国会又は州議会は、第七付則の管轄事項表中に取引及び商業関係事項が掲げられていることを理由としてある州に対し他の州に優先する権利を与え若しくは与えることを承認し、又はある州と他の州との間に差別を付し若しくは付することを承認する法律を制定する権限を有するものではない。

(2) (1)項の規定は、インド領内のいずれかの部分において貨

物が不足していることから生ずる事態を処理するために必要な場合において、国会がその旨を法律で宣言するときは、優先権を与え若しくは与えることを承認し、又は差別を付し若しくは付することを承認する法律を制定することを妨げるものではない。

第三〇四条 (州間における取引、商業及び交通の制限)

第三〇一条又は第三〇三条の規定にかかわらず、州議会は法律で

(a) 他の州又は連邦領から輸入される貨物に対し、自州において生産又は製造される同種の貨物に課する税と同一の税を課することができる。この場合において、輸入される貨物と自州で生産又は製造される貨物との間に差別を付してはならない。

(b) 州間又は州内における取引、商業又は交通の自由に対し、公共の利益のために必要な合理的制限を課することができる。

ただし、(b)号のための法案又は修正案は、大統領の事前の承諾がなければ、州議会に提出又は発議してはならない。

第三〇五条 (州の独占を規定する法律の除外)⁽³⁵⁾

第三〇一条及び第三〇三条の規定は、大統領が命令で別段の

規定を設けなから、既存の法律の規定に影響を及ぼすものではない。また、第三〇一条の規定は、国会又は州議会が第一九条(6)項(ii)号で規定する事項に関し法律を制定することに関連し又は制定することを妨げるかぎり、一九五五年憲法(第四次改正)法施行前に制定された法律の効力に影響を与えるものではない。

第三〇六条(取引及び商業に制限を課する第一付則B編に規定する一定の州の権限) [削除]⁽³⁶⁾

第三〇七条(第三〇一条から第三〇四条の規定を実施するための機関の任命)

国会は、法律で第三〇一条、第三〇二条、第三〇三条、第三〇四条に規定する事項を実施するため適当と認める機関をおき、国会が必要と認める権限及び任務を与えることができる。

第一四編 連邦及び州の公務

第一章 公務

第三〇八条(解釈)

この編において『州』とは、文脈の許すかぎり、ジャム・カシミール州を含まないものとする。⁽³⁷⁾

第三〇九条(連邦又は州の公務に従事する者の任用及び服務

インド憲法(三)

条件)

この憲法の規定の制限内において、国会又は州議会の制定法は、連邦又は州の事務に関する公務又は公職への任用及び当該公務又は公職に任命された者の服務条件を規制することができる。

ただし、この条の規定にもとづく国会又は州議会の制定法により又はこれにもとづいて規定が設けられるまでは、連邦の事務に関する公務又は公職について大統領又はその指名する者、州の事務に関する公務又は公職について州知事又はその指名する者が、それぞれ公務又は公職への任用及び当該公務又は公職に任命された者の服務条件を規制する規定を設ける権限を有し、当該規則は、当該制定法の規定の制限内において効力を有する。

第三一〇条(連邦又は州の公務の保有条件)

(1) この憲法が別に規定する場合を除き、連邦の武官、文官、全インド的公務員又は連邦の下において国防に関する職若しくは文官職を保持する者は、大統領の意に反しなから、その職を保持し、州の文官又は州の下において文官職を保持する者は、州知事の意に反しなから、その職を保持する。

(2) 連邦又は州の下において文官職を保持する者が、大統領又は州知事の意に反しなから、その職を保持する旨の規定に

一一九(一一九)

かわらず、大統領又は知事が特別の資格を有する者の役務を必要とすると認める場合において、連邦の武官、全インドの公務員又は連邦若しくは州の文官のいづれでもない者がこの憲法の規定にもとづいて公職に任命される場合の契約には、合意された期間経過前にその職を廃止し又は本人の非行に關係のない理由により辞任を求める場合に、補償を支払う旨を規定することができる。

第三十一条 (連邦又は州の文官の罷免、解任及び降任)

(1) 連邦の文官、全インドの公務員、州の文官又は連邦若しくは州の下において文官職を保持する者は、その任命された機関より下位の機関により罷免又は解任されることはない。

(2) (1)項に規定する者は、その者に対しなされた問責の理由を告げられ、その問責に関して弁明する合理的な機会が与えられた調査の後でなければ、罷免、解任又は降任されることはない。⁽³⁸⁾

ただし、当該調査後、その者に当該処分を課すことが提議された場合には、その処分は当該調査中拵示された証拠にもとづいて課されねばならず、その者に提議された処分につき陳述をなす機会を与える必要はない。

また、この項の規定は、右の各号の一に該当する場合には適

用しない。

(a) 刑事訴追により有罪とされた行為を理由として、罷免、解任又は降任される場合

(b) 罷免、解任又は降任を行う権限のある機関が、ある理由を記録として残す必要から当該調査を行うことを合理的に適切であると認めない場合

(c) 大統領又は知事が国家の安全のため当該調査を行うことを不都合と認めた場合

(3) (2)項の規定にもとづいて行うことが合理的に適切か否かにつき疑義を生ずるときは、罷免、解任又は降任を行う権限を有する機関の決定が最終的のものとなる。

第三十二条 (全インドの公務)

(1) 第六編第六章又は第一編の規定にかかわらず、参議院が出席し投票する議員の三分の二以上の賛成で得た決議により、国家の利益のために必要又は有利であると宣言したときには、国会は法律で連邦及び州に共通な全インドの司法官職を含む⁽⁴⁰⁾一又はそれ以上の全インドの公務の創設について規定し、かつ、この章の他の規定の制限内において当該公務への任用及び当該公務に任命された者の服務条件を規定することができる。

(2) この憲法施行の際、インド行政官又はインド警察官とし

て知られていた公務は、この条の規定にもとづいて国会が創設した公務とみなす。

(3) (1)項で規定する全インド的司法官職は、第二三六条で定義された地方裁判官職より下位の官職を含まない。

(4) 前項の全インド的司法官職の創設について定める法律は、その法律の規定を施行するのに必要な第六編第六章の改正のための規定を含むものとし、当該法律は第三六八条でいうこの憲法の改正とみなされてはならない。⁽⁴⁾

第三二二A条(一定の公務員の勤務条件を変更又は廃止する国会の権限)

(1) 国会は法律により、

(a) この憲法施行前インド大臣又は枢密院におけるインド大臣によりインドにおけるイギリス国王の文官に任命された者であつて一九七二年憲法(第二八次改正)法施行以後もイギリス政府又は州政府の下で官職又は地位を得て勤務している者の俸給、休暇若しくは年金に関する職務条件又は規律事項に関する権利を将来的又は遡及的に変更し又は廃止する。

(b) この憲法施行前インド大臣又は枢密院におけるインド大臣によりインドにおけるイギリス国王の文官に任命さ

れた者であつて一九七二年憲法(第二八次改正)法施行前その職を退職し又はその他の理由で辞めた者の年金に関する職務条件を将来的又は遡及的に変更又は廃止する。

ただし、最高裁判所長官若しくはその他の州の裁判官、高等裁判所長若しくはその他の裁判官、インド会計検査院長、連邦若しくは州公務委員会の委員長その他の委員又は選挙委員会委員長その他の委員又は選挙委員会委員長の職を有し若しくは有していた者の場合には、(a)号又は(b)号の規定は、その者が当該職に任命されて後、インド大臣又は枢密院におけるインド大臣によりインドにおけるイギリス国王の文官に任命された者であるという理由で当該職務条件が適用される場合を除いて、その者が当該職に任命されて後、国会に変更又は廃止する権限を与えているものと解釈してはならない。

(2) この条の規定にもとづいて国会が法律で定めたものを除き、この条の規定はこの憲法の他の規定にもとづいて(1)項で規定する者の職務条件を規律する議会その他の機関の権限に影響を与えない。

(3) 最高裁判所その他の裁判所は、次に掲げる事項についての管轄権を有しない。

(a) (1)項で規定する者により結ばれ若しくは行われた契約協定その他の法律文書の規定若しくは裏書から生ずる紛争又はインドにおけるイギリス国王の文官若しくはその旧州政府の下で継続的な勤務への任命に関しその者に交付された文書から生ずる紛争

(b) 当初制定されていた第三一四条にもとづく権利、義務又は負担に関する紛争

(4) この条の規定は、当初制定されていた第三一四条における規定又はこの憲法のその他の規定にかかわらず効力を有する。

第三一三条 (経過規定)

この憲法の規定にもとづいて、そのための別段の規定が設けられるまでは、この憲法施行直前に効力を有し、かつ、この憲法施行後全インド的公務員又は連邦若しくは州の公務若しくは公職として存続する公務若しくは公職に適用されるすべての法律は、この憲法の規定と一致するかぎり効力を有する。

第三一四条 (一定の公務に服する者の保護規定) [削除]⁽⁴³⁾

第二章 公務委員会

第三一五条 (連邦公務委員会及び州公務委員会)

(1) この条の規定により、連邦公務委員会及び州公務委員会

をおく。

(2) 二以上の州は、これらの州のために単一の公務委員会をおくことに同意することができ、これらの州議会の議院又は二院制をとっている州にあっては両議院でそのための決議が可決されたときには、国会は法律でこれらの州の必要をみたす合同州公務委員会(以下、この章において合同委員会という)の任命について規定することができる。

(3) 前項に規定する法律は、その目的を達成するのに必要又は望ましい付随的・結果的規定を含むことができる。

(4) 連邦公務委員会は、州知事の要求があるときには、大統領の許可を得て当該州が必要とする業務のすべて又は一部を行うことに同意することができる。

(5) この憲法において連邦公務委員会又は州公務委員会とは、文脈の許すかぎり、当該特定事項に関する連邦又は州の必要をみたす委員会をさすものと解釈しなければならない。

第三一六条 (委員の任命及び任期)

(1) 公務委員会の委員長及びその他の委員は、連邦公務委員会又は合同委員会にあっては大統領、州公務委員会にあっては州知事が任命する。

ただし、各公務委員会委員のほぼ半数は、その任命の日にイ

ンド政府又は州政府の下において少なくとも一〇年間在任した者であることを要し、この場合において一〇年の期間を算定するにあたっては、この憲法施行前インドにおけるイギリス国王又はインド藩王国政府の下において在任した期間を含むものとする。

(1A) 公務委員会の委員長が欠けたとき又は委員長が欠席その他の理由でその職責を行うことができないときには、(1)項の規定にもとづいてその地位に任命された者がその職責を果たすまで又は当該委員長がその職責を再び行使するまで、連邦公務委員会又は合同委員会にあっては大統領、州公務委員会にあっては州知事がそのために任命する委員会委員がその職責を行使するものとする。⁽⁴⁴⁾

(2) 公務委員会委員は、就任の日から六年が経過する日又は連邦公務委員会にあっては六五歳、州公務委員会若しくは合同委員会にあっては六二歳⁽⁴⁵⁾に達する日までのうちいずれか早い方の時期までその職を保持する。

ただし、

- (a) 公務委員会委員は、連邦公務委員会又は合同委員会にあっては大統領宛、州公務委員会にあっては州知事宛の自筆の文書で申し出るることによって辞任することができる。

インド憲法 (113)

る。

(b) 公務委員会委員は、第三一七条(1)項又は(3)項に規定する方法で解任される。

(3) 公務委員会委員は、その任期満了後同一の職に再任される資格を有しない。

第三一七条 (公務委員会委員の解任及び休職)

(1) 公務委員会の委員長その他の委員は、(3)項の規定の制限内において、その非行につき大統領が最高裁判所に付議した場合において、最高裁判所が第一四五条に定める手続にしたがって審査し、委員長又は委員に解任に値する非行がある旨報告したときにかぎり、大統領の命令によって解任される。

(2) 連邦公務委員会又は合同委員会にあっては大統領、州公務委員会にあっては知事は、(1)項の規定にもとづいて最高裁判所に付議された委員長又はその他の委員に対し大統領が最高裁判所から報告を受け解任命令を発するまでの間休職を命ずることができ。

(3) (1)項の規定にかかわらず、大統領は次に掲げる場合、公務委員会委員は、その他の委員を命令で解任することができる。

- (a) 破産宣告を受けた場合

一三三三 (1133)

- (b) 任期中にその公務以外の有給職についた場合
- (c) 心身耗弱のために任務を続けることが不適當であると大統領が認める場合

(4) 公務委員会の委員長又はその他の委員が、委員としてでなく法人の他の職員と共同してインド政府若しくは州政府が作成し又はその政府のために作成される契約又は協定に関与し又は利得若しくはそれより生ずる報酬を得るとき、当該委員長又は委員は(1)項の適用については非行があるものとみなす。

第三一八条(公務委員会の委員及び職員の服務条件に関し規定を設ける権限)

連邦公務委員会又は合同委員会にあっては大統領、州公務委員会にあっては州知事は、それぞれ規程で次の事項を定めることができる。

- (a) 委員の数及び服務条件
 - (b) 委員会の職員の数及び服務条件に関する規定
- ただし、公務委員会の委員の服務条件は、その任命後においてはその者の不利益となるように変更してはならない。

第三一九条(公務委員会委員を退任した後の任官禁止)

- (a) 公務委員会委員を退任した後においては、
- (a) 連邦公務委員会委員長は、インド政府又は州政府のいず

れの下においても雇用される資格を有しない。

- (b) 州公務委員会委員長は、連邦公務委員会の委員長若しくは委員又は他の州の公務委員会委員長に任命される資格を有するが、インド政府又は州政府のいずれの下においても、その他の職務に雇用される資格を有しない。

- (c) 委員長以外の連邦公務委員会委員は、連邦公務委員会委員長又は州公務委員会委員長に任命される資格を有するが、インド政府又は州政府のいずれの下においても、その他の職務に雇用される資格を有しない。

- (d) 委員長以外の州公務委員会の委員は、連邦公務委員会の委員長若しくはその委員又は当該州若しくは他の州の公務委員会委員長に任命される資格を有するが、インド政府又は州政府のいずれの下においても、その他の職務に雇用される資格を有しない。

第三二〇条(公務委員会の権能)

- (1) 連邦公務委員会及び州公務委員会は、連邦又は州の公務に就く者を任命するため、それぞれ試験を行うことを任務とする。

- (2) 二又はそれ以上の州の要求がある場合において、特別の資格を有する候補者を必要とする公務に対する共同任用の計画

を立案し、実行して、これらの州を援助することも連邦公務委員会の任務とする。

(3) 連邦公務委員会及び州公務委員会は、次に掲げる事項につき協議を受ける。

- (a) 文官及び文官職への任用方法に関するすべての事項
- (b) 文官及び文官職への任命、昇任又は転任にあつて守られるべき原則並びに当該任命、昇任又は転任に対する候補者の適性

(c) インド政府又は州政府の下において文官の資格で服務する者に対する当該事項に関する陳情又は請願を含むすべての規律についての事項

(d) インド政府若しくは州政府の下において又はインドにおけるイギリス国王若しくはインド藩王国政府の下において文官として服務し若しくは服務してきた者による、又はこれらの者に関する要求であつてその任務を遂行するにあつてなし、又はなさんとした行為について、その者に対し提起された訴訟を弁護するのに要した費用は、インド統合基金又は州統合基金から支払うべきであるとする要求

(e) インド政府若しくは州政府の下において、又はインド

インド憲法 (三)

におけるイギリス国王若しくはインド藩王国政府の下において文官として服務中受けた傷害に関し年金を裁定することに對する要求及び当該裁定額に関する疑義

また、付議された事項及び大統領若しくは州知事から付議されたその他の事項に関し助言することは公務委員会の任務とする。

ただし、大統領は全インド的公務並びに連邦の事務に関するその他の公務及び公職に関し、知事は州の事務に関するその他の公務及び公職に関し、概括的又は部類的若しくは特定の、公務委員会と協議することを要しない事項を定める規程を設けることができる。

(4) (3)項の規定は、第一七条(4)項に定める規定を設ける方法又は第三三五条の規定を実施する方法に関し公務委員会に付議することを要求するものではない。

(5) (3)項ただし書の規定にもつき大統領又は州知事が制定する規程は、その制定後すみやかに国会の両議院又は州議会の議院若しくは両議院に提出し一四日間以上存置されるものとし、国会の両議院又は州議会の議院若しくは両議院は、その会期中当該規程を廃止し又は修正により変更することができる。

第三二一条 (公務委員会の権能を拡張する権限)

一三五 (一三五)

国会又は州議会の制定法は、連邦又は州の公務、法律により構成され若しくは公共の性格を有する地方機関その他の公共団体の役員に關し連邦公務委員会又は州公務委員会が行使する附加的機能について規定することができる。

第三二二条 (公務委員会の経費)

公務委員会の委員若しくはその職員に対し又はこれらの者に關して支給される俸給、手当及び年金を含む連邦公務委員会又は州公務委員会の経費は、インド統合基金又は州統合基金の負担となる。

第三二三条 (公務委員会の報告)

(1) 連邦公務委員会は、その業務に關し、毎年大統領に報告を提出する義務を有する。大統領は当該報告を受け取ったときには、その写しを、委員会の助言を受諾することができない場合においては、その理由を説明する覚書を付して、国会の両議院に提出させる。

(2) 州公務委員会は、その業務に關し、毎年州知事に報告を提出する義務を有する。合同委員会は、関係各州につき当該委員会によってなされた業務に關し、毎年関係各州の知事に、合同委員会によって行われた役務の必要性を報告する義務を有する。知事が当該報告を受け取ったときには、その写しを、委員

会の助言を受諾することができない場合においては、その理由を説明する覚書を付して州議会上に提出させる。

第一四A編 審判所⁽⁴⁶⁾

第三三三A条 (行政審判所)

(1) 国会は、法律で、連邦若しくは州の事務又はインド領内若しくはインド政府の監督の下にある地方機関その他の機関若しくはインド政府により支配若しくは監督された団体の事務に關する公務及び公職に任命される者の雇用及び服務条件について争訟及び不服申立てにつき行政審判所による宣告又は裁判のための規定をもうけることができる。

(2) (1)項の規定にもとづいて制定された法律は、

(a) 連邦のための行政審判所及び各州又は二以上の州のため個別の行政審判所の設置について規定することができる。

(b) 各行政審判所によって行使することができる管轄権、(侮辱処罰権を含む) 権能及び権限を明示することができる。

(c) 行政審判所によって行われる手続(証拠制限、証拠法則に關する条項を含む) について規定することができる。

(d) (1)項で規定する争訟又は不服申立てに関し、第一三六条にもとづく最高裁判所の管轄権を除き、すべての裁判所の管轄権を排除することができる。

(e) 訴訟又は手続の基礎となっている訴訟原因が行政審判所の設置以降生じた場合には、行政審判所の管轄権の範囲内にあるべき事件で行政審判所の設置直前、裁判所その他の機関に係属している事件を各行政審判所に移送することに於いて規定することができる。

(f) 第三七―D条(3)項にもとづき、国会により制定された命令を廃止又は修正することができる。

(g) 国会が行政審判所による事件の迅速な処理について又は迅速な処理のため及び命令の実施について有効な作用だとみなす補足的、付随的、結果的規定(手数料に関する規定を含む)を含むことができる。

(3) この条の規定は、この憲法又は当面効力を有するその他の法律の規定にかかわらず効力を有するものとする。

第三三B条(行政審判所についてのその他の規定)

(1) 権限を有する議会は、法律で、当該議会在立法権を有する事項に関し(2)項で定められた事項のすべて又はあるものについての争訟、不服申立て又は犯罪を審判所が裁定又は裁判する

ことについての規定を設けることができる。

(2) (1)項で規定された事項は、次に掲げるものとする。

(a) 税の賦課、査定、徴収、強制

(b) 税関を通過する外国為替及び輸出入

(c) 労使紛争

(d) 第三一A条で定義された財産若しくはその権利を州が収用し、又は当該権利を失効若しくは変更するという方法による、又は農地の最高価格を定めるといふ方法その他の方法による土地改革

(e) 都市財産の最高価格を定めること

(f) 第三二九条及び第三二九A条に規定する事項を除く、

国会の議院又は州議会の議院についての選挙

(g) (食用油料種子及び食用油料を含む)食糧及び大統領が公示によりこの条の目的のために欠くことのできない物資とみなしたその他の物資の生産、調達、供給及び配分並びにかかる物資の価格統制

(h) (a)号から(g)号に定められた事項に関する法律に違反する犯罪及びそれらの事項に関する手数料

(i) (a)号から(h)号に定められた事項のあるものに付随する事項

- (3) (1)項にもとづいて制定された法律は、
 - (a) 審判所の序列の設定について規定することができる。
 - (b) 各審判所により行使される管轄権、(侮辱処罰権を含む) 権能及び権限を明示することができる。
 - (c) 審判所により採られる手続(証拠制限及び証拠法則に関する規定を含む)を規定することができる。
 - (d) 第一三六条にもとづく最高裁判所の管轄権を除き、審判所の管轄権内にあるすべての事項又はそのあるものに関し、すべての裁判所の管轄権を排除することができる。
 - (e) 審判所の設置直前に裁判所その他の機関に係属していた事件であつて当該訴訟又は手続が審判所の設置以後行われたならば当該審判所の管轄権内にあつたであろう事件を当該審判所に移送することを規定することができる。
 - (f) 権限を有する議会が、審判所の効果的な作用、事件の迅速な処理及び命令の施行につき必要とみなした補足的、付随的及び結果的規定(手数料に関する規定を含む)を含むことができる。
 - (4) この条の規定は、この憲法又はそのときに効力を有するその他の法律の規定にかかわらず効力を有するものとする。

〔原注〕 この条において『権限を有する議会』とは、いかな

る事項との関連においても第一編の規定にしたがい当該事項に関して立法権を有する国会又は州議会を意味する。

第五編 選挙

第三二四条(選挙委員会による選挙の監督、指令及び管理)

- (1) この憲法にもとづいて行われる国会及び州議会のすべての選挙並びに大統領及び副大統領の選挙のための選挙人名簿の準備及び選挙の実施を監督し、指令し及び管理する権限は、委員会(この憲法において選挙委員会という)に与えられる。
- (2) 選挙委員会は、選挙委員長及び大統領が決定する数の選挙委員で構成し、選挙委員は、そのために国会が制定する法律の規定の制限内において大統領が任命する。
- (3) 他の選挙委員が任命されたときには、選挙委員長は選挙委員会の議長として行動する。
- (4) 大統領は、(1)項の規定にもとづいて当該委員会に与えられた権能を行使することを援助する必要があると認めるときには、衆議院及び州立法議院の総選挙前並びに二院制をとっている州の立法参事院の第一回の総選挙前及びその後二年毎の選挙施行前、選挙委員会と協議した後、地方委員を任命することができる。

(5) 選挙委員及び地方委員の服務条件及び服務期間は、国会が制定する法律の規定の制限内において大統領が規則で定める。

ただし、選挙委員長は、最高裁判所裁判官と同様の方法及び理由によるほかは解任されることはない。また、選挙委員長の服務条件は、その任命後本人の不利益となるように変更してはならない。

さらに、他の選挙委員又は地方委員は、選挙委員長の勧告にもとづく場合のほか、解任されることはない。

(6) 大統領又は州知事は、選挙委員会の要求があるとき、(1)項の規定にもとづいて選挙委員会に与えられた権能を行使するために必要な職員を選挙委員会又は地方委員会に配属させなければならぬ。

第三二五条 (宗教、カースト、性を理由として選挙人名簿から除外されることのない権利又は特別選挙人名簿に加わること
を要求されない権利)

国会の両議院又は州議会の議院若しくは両議院の選挙のため、すべての選挙区に一の一般選挙人名簿を備えるものとし、何人も宗教、カースト、性別又はそのいずれかのみを理由として当該選挙人名簿から除外され、又は選挙人名簿に加わることが要求されない。

第三二六条 (衆議院及び州立法議院の選挙での成人普通選挙の保障)

衆議院及び州立法議院の選挙は、成人による普通選挙とし、インド公民であつて当該議会の制定した法律により又はこれにもとづいて定められた日に二一歳以上である者は、この憲法又は当該議会の制定した法律にもとづいて無住居、精神不健全、犯罪若しくは破廉恥又は不法行為の理由で欠格とされる者を除き、選挙人として登録される資格を有する。

第三二七条 (議会の選挙に関する規定を設ける国会の権限)

国会は、この憲法の規定の制限内において、随時法律で国会の両議院又は州議会の議院若しくは両議院の選挙に関し、選挙人名簿の準備、選挙区の画定及び議院の正当な構成を確保するために必要なその他の事項を含むすべての事項に関する規定を設けることができる。

第三二八条 (州議会の選挙に関する規定を設ける州議会の権限)

この憲法の規定の制限内において、かつ、そのための規定が国会により法律で制定されないかぎり、州議会は法律で、州議会の議院又は両議院の選挙に関し、選挙人名簿の準備及び州議会の議院の正当な構成を確保するために必要なその他の事項を

含むすべての事項に関し規定を設けることができる。

第三二九条（選挙事項に対する裁判所の干渉の排除）

この憲法の規定にかかわらず、

(a) 第三二七条又は第三二八条の規定にもとづいてなされ又はなされないとする選挙区の画定又は当該選挙区に対する議席の割当に関する法律の効力は、裁判所により審査されない。

(b) 国会の両議院又は州議会の議院若しくは両議院の選挙は、当該議会が制定した法律により又はこれにもとづいて置かれる機関に対し、これらの法律が規定する方法により提出される選挙訴訟によるほか審査されない。⁽⁴⁸⁾

第一六編 特定階層に対する特別規定

第三三〇条（指定カースト及び指定部族に対する衆議院の議席留保）

(1) 衆議院においては、次に掲げるもののために議席を留保する。

- (a) 指定カースト
- (b) 次に掲げる地方における指定部族を除く指定部族⁽⁴⁹⁾
 - (i) アッサム部族地域

- (ii) ナガラント
- (iii) メガラヤ
- (iv) アルナカル・プラデシュ、及び
- (v) ミゾラム、並びに

(c) アッサム自治区における指定部族

(2) (1)項の規定にもとづいて、州又は連邦領の指定カースト又は指定部族のために留保する議席数は、当該州又は連邦領に割り当てられる衆議院の議席数に対し、当該州又は連邦領の指定カーストの人口又は当該州若しくは連邦領若しくはその一部における指定部族の人口と当該州又は連邦領の総人口との比率にできるだけ均しくなるように定めるものとする。

(3) (2)項の規定にかかわらず、アッサム自治区の指定部族のために留保される衆議院の議席数は、アッサム州に割り当てられる衆議院の全議席数に対し、州の全人口に対する当該自治区の指定部族の人口割合を下回らないものとする。⁽⁵⁰⁾

〔原注〕 この条及び第三三二条において『人口』とは、適切な数字が発表されている直近の人口調査において確定されている人口をいう。

ただし、適切な数字が発表されている直近の人口調査を参照するといふこの注は、西暦二〇〇〇年より後に行われる最初の

人口調査で適切な数字が発表されるまで、一九七一年人口調査の参照と解釈される。⁽⁵¹⁾

第三二一条（衆議院におけるアングロ・インディアン社会の代表）

第八一条の規定にかかわらず、大統領はアングロ・インディアン社会が衆議院において十分に代表されていないと認めるときは、衆議院に二人をこえない範囲において当該社会に属する者を指名することができる。

第三二二条（指定カースト及び指定部族に対する州立法議院の議席の留保）

(1) アッサム州部族地域、ナガラント州及びメガラヤ州における指定部族を除き、すべての州立法議院においては、指定カースト及び指定部族のために議席を留保する。⁽⁵²⁾

(2) アッサム州立法議院においては、その自治区のために議席を留保する。

(3) (1)項の規定にもとづいて州立法議院において指定カースト又は指定部族のために留保する議席は、当該州立法議院の議席総数に対し、当該州の指定カーストの人口又は当該州若しくはその一部における指定部族の人口と当該州の総人口との比率にできるだけ均しくなるように定めるものとする。

インド憲法 (二)

(4) アッサム州立法議院において自治区に留保する議席数は、州立法議院の議席総数に対し、自治区の人口と当該州の総人口との比率を下回るように定めてはならない。

(5) アッサム州自治区のために留保する議席に対する選挙区は、自治区以外のいかなる区域⁽⁵³⁾をも含まない。

(6) アッサム州自治区の指定部族に属しない者は、当該地区のいかなる選挙区からも当該州立法議院に選挙される資格を有しない。

第三三三条（州立法議院におけるアングロ・インディアン社会の代表）

第一七〇条の規定にかかわらず、州知事は、州議会にアングロ・インディアン社会の代表を出す必要がある、かつ、十分に代表されていないと認めるときには、当該社会に属する者一名を州立法議院に指名することができる。

第三三四条（議席留保及び特別代表の四〇年後における廃止）

この編中の前条までの規定にかかわらず、次に掲げる事項に關するこの憲法の規定は、この憲法施行後四〇年⁽⁵⁴⁾を経過した日にその効力を失う。

(a) 衆議院及び州立法議院における指定カースト及び指定部

族のための議席の留保

(b) 衆議院及び州立法議院における指名によるアングロ・インディアン社会の代表

ただし、この条の規定は、その当時在任する衆議院又は州立法議院が解散されるまでは、衆議院又は州立法議院における代表に影響を及ぼさない。

第三三五条 (公務及び公職に対する指定カースト及び指定部族の要求)

連邦又は州の事務に関する公務又は公職への任命にあたって指定カースト又は指定部族に属する者の要求は、行政の能率維持と矛盾しないかぎり考慮されなければならない。

第三三六条 (一定の公務におけるアングロ・インディアンに関する特別規定)

(1) この憲法施行後最初の二年間、アングロ・インディアン社会に属する者の連邦の鉄道、税関、郵便又は電信関係の公職への任命は、一九四七年八月一五日前と同様の基準でなされるものとする。

これに続く各二年間においては、当該社会に属する者のために留保される当該役務における公職の数は、その二年間、前年に留保された数に比較して概ね一〇パーセントだけ少ないもの

とする。

ただし、当該留保は、この憲法施行後一〇年を経過したときには、消滅する。

(2) (1)項の規定は、アングロ・インディアン社会に属する者が他の社会に属する者と比較して能力上任命の資格があると認められる場合において、これらの者を(1)項の規定にもとづいて当該社会に留保された公職以外の公職又はこれに追加される公職に任命することを禁止するものではない。

第三三七条 (アングロ・インディアン社会のための教育交付金に関する特別規定)

この憲法施行後最初の三財政年度の期間中、連邦及び各州は、アングロ・インディアン社会の利益のために、教育に関し一九四八年三月三十一日に終了する財政年度になされたと同額の交付金を与えるものとする。

これに続く各三年間においては、その交付金の額は、その三年間、前年に交付された額より一〇パーセントだけ少なくすることができ。

ただし、当該交付金は、この憲法施行後一〇年を経過したときには、それがアングロ・インディアン社会に対する特別の譲歩である限度において消滅する。

さらに、毎年の入学者の少なくとも四〇パーセントがアングロ・インディアン以外の社会に属する者の利用に供される教育機関でないかぎり、いかなる教育機関もこの条の規定にもとづく交付金を受ける権利を有しない。

第三三八条（指定カースト、指定部族のための特別官等）

(1) 大統領は、指定カースト及び指定部族のために特別官を任命する。

(2) 特別官は、この憲法の規定にもとづいて指定カースト及び指定部族に与えられる保護措置に関するすべての事項を調査し、大統領に対しその指示する期間ごとに保護の運営につき報告することを任務とする。大統領は、当該報告をすべて国会の両院に提出させる。

(3) この条に定める指定カースト及び指定部族に関する規定は、第三四〇条(1)項の規定にもとづいて任命される委員会の報告を受け取った後、大統領が命令で規定するその他の後進階層及びアングロ・インディアン社会について適用するものとす

る。

第三三九条（指定地域の行政及び指定部族の福祉に関する連邦の管理）

(1) 州の指定地域の行政及び指定部族の福祉について報告さ

せるため、大統領は命令で、何時でも委員会をおくことができる。この憲法施行後一〇年を経過したときには、大統領は命令で、委員会をおかなければならない。

当該命令は、委員会の構成、権限及び手続を明らかにし、また、大統領が必要又は望ましいと認める付随的、補助的規定を含むことができる。

(2) 連邦の行政権は、州に対し、州における指定部族の福祉のために緊要である旨を明示する諸計画の立案及び実施に関し指令を与える権限を含むものとする。

第三四〇条（後進階層の状況を調査する委員会の設置）

(1) 大統領は、命令で、適当と認める者をもって構成する委員会を置き、インド領内の社会的・教育的後進階層の状態及びその困窮状態を調査し、その困難の除去及び状態の改善のために連邦又は州によって採られるべき措置並びに当該目的のため連邦又は州によって与えられるべき交付金及び当該交付金の下付条件に関し報告させることができる。委員会の設置に関する命令は、当該委員会が採るべき手続を明らかにしなければならない。

(2) 委員会は、付託された事項を調査し、収集した事実及び適当と認める報告を付した報告書を大統領に提出しなければならない

らない。

(3) 大統領は、報告を受け取ったときには、採られた措置を説明する覚書を付し、当該報告書の写しを国会の両議院に提出させなければならない。

第三四一条 (指定カーリスト)

(1) 大統領は、公示で、州又は連邦領に関し、州にあっては当該州の知事と協議した後、カーリスト、人種若しくは部族又はカーリスト、人種若しくは部族内の部分若しくは集団を、この憲法にいう当該州又は連邦領における指定カーリストとみなす旨を規定することができる。

(2) 国会は、法律で、(1)項の規定にもとづいて発せられる公示により規定される指定カーリストの表につき、カーリスト、人種若しくは部族又はカーリスト、人種若しくは部族の部分若しくは集団をこれに追加し、又はこれから削除することができる。この場合においては、前記の場合を除き、(1)項の規定にもとづいて発せられる公示は、これに続く公示によって変更してはならない。

第三四二条 (指定部族)

(1) 大統領は、公示で、州又は連邦領に関し、州にあっては当該州の知事と協議した後、部族若しくは部族社会又は部族若

しくは部族社会の部分若しくは集団を、この憲法にいう当該州又は連邦領における指定部族とみなす旨を規定することができる。

(2) 国会は、法律で(1)項の規定にもとづいて発せられる公示により規定される指定部族の表につき、部族若しくは部族社会又は部族若しくは部族社会の部分若しくは集団をこれに追加し、又はこれから削除することができる。この場合においては、前記の場合を除き、(1)項の規定にもとづいて発せられる公示は、これに続く公示によって変更してはならない。

第一七編 公用語

第一章 連邦の言語

第三四三条 (連邦の公用語)

(1) 連邦の公用語は、デバナガリ字によるヒンディー語とする。

連邦の公に使用する数字の形式は、インド数字の国際的形式とする。

(2) (1)項の規定にかかわらず、この憲法施行後一五年間は、この憲法施行直前使用されていた英語が連邦の公のすべての目的のために継続して使用される。

ただし、大統領は、当該一五年の期間中、命令で連邦の公の目的のために英語の外にヒンディー語、インド数字の国際的形式の外に数字のデバナガリ形式の使用をみとめることができる。

(3) この条の規定にかかわらず、国会は法律で当該一五年を経過した後において当該法律で定める目的のために、

(a) 英語、又は

(b) デバナガリ形式の数字

を用いることが規定することができる。

第三四四条（公用語に関する委員会及び国会の委員会）

(1) 大統領は、この憲法施行後五年を経過したとき及び一〇年を経過したときにおいて、命令で委員会を置くものとする。

委員会は、一人の委員長及び大統領が指名する第八付則に規定する異なる言語の代表者をもって構成する。また、当該命令は、委員会のとるべき手続を定めるものとする。

(2) 委員会は、大統領に対し、次に掲げる事項につき勧告を行うことを任務とする。

(a) 連邦の公の目的のためにヒンディー語を漸進的に使用すること

(b) 連邦の公の目的のすべて又はいずれかのための英語の使用の制限

インド憲法（三）

(c) 第三四八条に規定する目的のすべて又はいずれかのため使用される言語

(d) 連邦の一又はそれ以上の明示された目的のために使用されるべき数字の形式

(e) 連邦の公用語、連邦と州又は州間の通信のための言語及びその使用に関し、大統領が委員会に付議するその他の事項

(3) 委員会は、(2)項の規定にもとづく勧告を行うにあたっては、インドの産業的、文化的及び科学的進歩並びに非ヒンディー語使用地域に属する者の公務に関する正当な要求及び利益を十分に考慮するものとする。

(4) 委員会は、三〇人の委員で構成し、委員のうち二〇人は衆議院議員、一〇人は参議院議員とし、単記移譲式投票法による比例代表制にしたがい、それぞれ衆議院議員及び参議院議員が選挙する。

(5) 前項の規定による委員会は、(1)項の規定にもとづいて構成される委員会の勧告を検討し、それに関する意見を大統領に報告することを任務とする。

(6) 第三四三条の規定にかかわらず、大統領は(5)項の規定による報告を考慮した後、当該報告の全部又は一部にしたがって

指令を発することができる。

第二章 地方的言語

第三四五条 (州における一又は二以上の公用語)

州議會は、第三四六条及び第三四七条に規定する場合を除き、法律で州の公の目的の全部又は一部のために使用されるべき公用語として、当該州において使用されている一若しくはそれ以上の言語又はヒンディー語を採用することができる。

ただし、州議會が法律で別段の規定を設けるまでは、この憲法施行直前、州において使用されていた英語が公の目的のために引き続き使用される。

第三四六条 (州間又は州と連邦との通信のための公用語)

公の目的のため連邦において使用することを許されている言語は、一州と他の州との間及び州と連邦との間の通信のための公用語とする。

ただし、二又はそれ以上の州がヒンディー語を州間の通信のための公用語とすることに同意するときには、これをその通信のために使用することができる。

第三四七条 (州人口の一部により使用される言語に関する特別規定)

大統領は、州の人口の相当数がその使用する会話語を当該州によって公認されることを希望していると認めるときは、その要求に応じて、当該言語を当該州又はその一部において大統領の明示する目的のために使用することを公認する旨指令することができる。

第三章 最高裁判所、高等裁判所等において使用する

言語

第三四八条 (最高裁判所、高等裁判所、法律、法案等において使用する言語)

(1) この編中の前条までの規定にかかわらず、国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、次に掲げるものは英文によるものとする。

(a) 最高裁判所及び高等裁判所におけるすべての手続

(b) 次に掲げるものの正文

(i) 国会の両議院又は州議會の議院若しくは両議院に提

出される法案又は発議される修正案

(ii) 国会又は州議會が可決する制定法及び大統領又は州

知事が公布する法令

(iii) この憲法又は国会若しくは州議會の制定する法律に

もとづいて定められるすべての法令、規則、規程及び細則

(2) (1)項(a)号の規定にかかわらず、州知事は大統領の事前の同意を得てヒンディー語又は当該州の公の目的に使用されるその他の言語を、当該州に主たる所在地を有する高等裁判所の手続に使用することを許可することができる。

ただし、この項の規定は、当該高等裁判所が決定し又は下す判決、決定又は命令には適用しない。

(3) (1)項(b)号の規定にかかわらず、州議会が英語以外の言語を州議会に提出される法案、州議会の可決する制定法、州知事が公布する命令又は(b)号(ii)に規定する命令、規則、規程若しくは細則に用いる言語とする旨を定めた場合においては、当該州の官報において州知事の承認の下に発表されるこれらのものの英語訳は、この条の規定にもとづく正文とみなす。

第三四九条(言語に関する法律の実施のための特別手続)

この憲法施行後一五年間、第三四八条(1)項に規定する目的のために使用する言語に関する法案又は修正案は、大統領の事前の許可なしには国会の両議院に提出し又は発議してはならない。大統領は、第三四四条(1)項の規定にもとづいて構成される委員会の勧告及び同条(4)項の規定にもとづいて構成される委員会の

報告を考慮した後でなければ法案の提出又は修正案の発議に許可を与えてはならない。

第四章 特別規定

第三五〇条(苦情申請に使用する言語)

何人も連邦又は州の官吏又は機関に対する苦情の処理の申請を連邦又は州において使用されている言語のいずれによっても提出することができる。

第三五〇A条(初等教育を母語で行う施設)⁽⁵⁵⁾

州機関及び地方機関は、その州内の言語的少数者に属する子女に初等教育過程においてその母語で教育を受けるための十分な施設を提供するよう努めなければならない。大統領は、かかる施設の確保及び提供に必要又は適当とみなす指令を州に対して発することができる。

第三五〇B条(言語的少数者のための特別官)

(1) 大統領は、言語的少数者のために特別官を任命する。
(2) 特別官は、この憲法の規定にもとづいて、言語的少数者に与えられる保護に関するすべての事項を調査し、大統領に対しその指示する期間毎に当該事項につき報告することを任務とする。大統領は、当該報告をすべて国会の両議院に提出させ、

当該州政府に送付する。

第三五一条 (ヒンディー語普及に関する規定)

ヒンディー語の普及を促進し、これをインドの複合文化の全要素を表現する手段として役立つように発展させ、かつ、その長所、形式、様式及び表現をそこなうことなく、ヒンドスタニ一語その他の第四付則に規定するインド言語に同化せしめ、また、必要又は望ましいときには、先ずサンスクリット語、次いで他の言語より語彙を採用しつつ内容を豊かにしていくことは、連邦の任務である。

第一八編 非常事態規定

第三五二条 (非常事態の布告)

(1) 大統領は、戦争、外患又は反乱により、インド又はその領域のいづれかの部分の安全が脅かされる重大な非常事態が存在すると認めるときには、布告でインド全域又は当該布告で定めたその領域の部分に⁽⁵⁷⁾関してその旨の宣言を発することができる。

〔原注〕戦争、外患又は反乱により、インド又はその領域のいづれかの部分の安全が脅かされている旨宣言する非常事態の布告は、大統領がその緊急の危険があるときとなしたときには、

戦争、外患又は反乱の現発の発生より前に発することができる。⁽⁵⁸⁾
 (2) (1)項の規定により発せられる布告は、これに次いで発せられる布告で廃止することができる。⁽⁵⁹⁾

(3) 当該布告を発することができるという連邦内閣(内閣総理大臣及び第七五条にもとづいて任命されるその他の閣内大臣)によつて構成される大臣會議)の決定が大統領に文書で伝えられないかぎり、大統領は、(1)項の規定にもとづく布告又は当該布告を変更する布告を発することができない。

(4) この条の規定にもとづいて発せられるすべての布告は、国会の両議院に提出されなければならず、その布告が前の布告を廃止する布告である場合を除いて、一月の経過前に国会の両議院の決議によつて承認されなければ一月の経過終了時に効力を失うものとする。

ただし、(以前の布告を廃止する布告以外の)当該布告が衆議院の解散中に発せられたとき又はこの条に規定する一月内に衆議院が解散された場合において、参議院が当該布告を承認する決議を可決し、衆議院が当該期間経過前に当該布告を承認する決議を可決しないときには、当該布告は再編成後の衆議院の最初の開会の日から三〇日を経過する前に衆議院が当該布告を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日を経過した日に

おいてその効力を失う。

(5) 承認された布告は、廃止されないかぎり、(4)項の規定にもとづいて布告を承認する二番目の決議が可決された日から六月経過したときにその効力を失う。

ただし、国会の両議院によって当該布告の効力継続を承認する決議が可決されることに当該布告は、廃止されないかぎり、この項の規定にもとづいて効力を停止すると定められた日からさらに六月その効力を継続する。

さらに、当該六月の期間中に衆議院が解散された場合において、当該布告の効力継続を承認する決議が参議院で可決され、当該布告の効力継続に関する決議が前記期間中に衆議院によって可決されないときには、その布告は前記三〇日の経過前に当該布告の効力継続を承認する決議が衆議院によっても可決されないかぎり、再編成後の衆議院の最初の開会の日から三〇日を経過した日においてその効力を失う。

(6) (4)項及び(5)項で規定する決議は、国会の議院の総議員の過半数又は出席し投票する議員の三分の二以上の多数によってのみ可決される。

(7) 前項までの規定にかかわらず、大統領は(1)項の規定にもとづいて発せられた布告又は衆議院が当該布告を承認しない決

議若しくはその効力継続を承認しない決議を可決したときには、当該布告を変更する布告を廃止することができる。

(8) 衆議院議員総数の一〇分の一以上が署名して、(1)項の規定にもとづいて発せられた布告若しくは当該布告を変更する布告を承認しないという決議又は効力継続を承認しないという決議を提出する意図を有する通告が

(a) 衆議院が開会中は、議長に、又は

(b) 衆議院が開会中は、大統領に提出されたときには、

衆議院議長又は大統領により、当該通告が受理された日から四日以内に当該決議を検討するために、衆議院の特別会が開かれなければならない。

(9) この条により大統領に与えられた権限は、(1)項の規定にもとづいて大統領によりすでに布告が発せられているか当該布告が効力を有しているか否かを問わず、戦争、外患若しくは反乱又は戦争、外患若しくは反乱の緊急の危険が存在するとい⁽⁶⁰⁾う各理由にもとづいて異なった布告を発する権限を含むものとする。⁽⁶¹⁾

第三三条（非常事態の布告の効果）

非常事態の布告の施行中は、

(a) この憲法の規定にかかわらず、連邦の行政権は州の行政

権の行使方法に関し、州に対して指令を与える権限を含むものとす。

(b) 法律を制定する国会の権限は、連邦管轄事項表に掲げられていない事項についても連邦又は連邦の官吏若しくは機関に権限を与え、任務を課し又は権限を与え若しくは任務を課することを承認する権限を含むものとす。

ただし、非常事態の布告がインド領内の一部においてのみ施行されているときでも

(i) (a)項の規定にもとづいて与えられる指令を発する連邦の行政権、及び

(ii) (b)項の規定にもとづいて法律を制定する国会の権限は、インド又はその領土の一部の安全が、非常事態の布告が施行されているインド領内の一部又はその地域に関する活動によって脅かされている場合には、非常事態の布告が施行されている州又はその州の一部以外の州にも及ぶものとす⁽⁶²⁾。

第三五四条 (非常事態の布告の施行中における収入配分に関する規定の適用)

(1) 大統領は、非常事態の布告の施行中、命令で当該命令に規定する期間(いかなる場合においても布告が効力を失った日

を含む財政年度の経過後にわたらないようにする)、第二六八条から第二七九条までの規定の全部又は一部の適用について大統領が適当とみとめる適用除外又は代替をする旨を指令することができる。

(2) (1)項の規定にもとづく命令は、発令後すみやかに国会の両議院に提出しなければならない。

第三五五条 (外患又は内乱から州を保護する連邦の任務)

外患又は内乱に対して各州を保護し、各州の統治がこの憲法にしたがって運営されるようにすることは、連邦の任務である。

第三五六条 (州における憲法機構運用不能の場合の規定)

(1) 大統領は、州知事からの報告その他により、州の統治がこの憲法の規定にしたがって運営することができない事態が発生したと認めるときは、布告で次に掲げる措置をとることができ。

(a) 州政府の権能の全部若しくは一部又は州議会を除く、州の知事、団体若しくは機関が有し、行使することができ、る権限の全部若しくは一部を接収すること

(b) 州議会の権限は、国会がこれを行使し、又は国会の権限にもとづいて行使される旨宣言すること

(c) 州の団体若しくは機関に関するこの憲法の規定の全部

又は一部の適用を停止する規定を含め、大統領が当該布告の目的を達成するために必要又は望ましいと認める付随的、結果的規定を制定すること

ただし、この項の規定は、大統領が高等裁判所に与えられ若しくはそれにより行使される権限を接収し、又は高等裁判所に関するこの憲法の規定の全部又は一部を停止することを認めるものではない。

(2) 布告は、これに次いで発せられる布告で廃止又は変更することができ。

(3) この条の規定にもとづく布告は、国会の両議院に提出しなればならず、当該布告を廃止する布告が発せられる場合を除き、国会の両議院の決議により廃止されないかぎり、二月が経過した日においてその効力を失う。

ただし、衆議院解散中に当該布告（以前の布告を廃止する布告でないもの）が発せられ、又は布告が発せられた後この項に規定する二月の期間内に衆議院が解散された場合において、参議院が当該布告を承認する決議を可決し、衆議院が当該期間経過前布告に関する決議を可決しないときには、当該布告は再編成後の衆議院の最初の開会の日から三〇日を経過する前に衆議院が当該布告を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日

が経過した日にその効力を失う。

(4) (3)項の規定により承認された布告は、廃止されないかぎり、布告を発した日から六月の期間が経過したときに効力を失う。⁽⁶³⁾

ただし、国会の両議院によって、当該布告が引き続き効力を有することを承認する旨の決議を可決したときには、当該布告は、廃止されないかぎり、この項の規定にもとづいて効力を失うべき日から更に六月⁽⁶⁴⁾効力を継続する。ただし、当該布告はいかなる場合においても三年以上効力を有することとなつてはならない。

さらに、当該六月⁽⁶⁴⁾の期間内に衆議院が解散された場合において、参議院が当該布告の施行の継続を承認する決議を可決し、衆議院が当該期間内に当該布告の継続に関する決議を可決しないときには、当該布告は再編成後の衆議院の最初の開会の日から三〇日を経過する前に、衆議院が当該布告の効力の継続を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日を経過した日においてその効力を失う。

(5) (4)項の規定にかかわらず、(3)項の規定にもとづいて発せられた日から一年をこえる期間につき布告の効力継続を承認する決議は、次に掲げる場合を除き、国会の議院によって可決さ

れてはならない。⁽⁶⁵⁾

(a) 非常事態の布告が、当該決議の可決されるときにイン
ドの全域又は当該州の全域若しくは一部に施行されてい
るとき

(b) 選挙委員会が、当該決議中に定められた期間中(3)項の
規定にもとづいて承認された布告の効力継続を、当該州
立法議院の総選挙を行うにあたっての困難のゆえに必要
であると認めるとき

第三五七条(第三五六条の規定による布告の施行中の立法権
の行使)

(1) 第三五六条(1)項の規定にもとづいて発せられる布告によ
り、州議会の権限は、国会がこれを行使し又は国会の権限にも
とづいて行使されることが宣言されたときには、

(a) 国会は、法律を制定する州議会の権限を大統領に与え、
また、大統領に与えられた権限を大統領が適当と認める
条件の制限内において、その指示する他の機関に委任す
ることを承認する権限を有する。

(b) 国会又は(a)号の規定にもとづいて法律を制定する権限
を与えられた大統領若しくはその他の機関は、連邦又は
その官吏若しくはその機関に対し、権限を与え、任務を

課し、又は権限を与え、任務を課すことを承認する法律
を制定する権限を有する。

(c) 大統領は、衆議院が閉会中であるときは、国会が承認
するまで、州統合基金からの支出を承認する権限を有す
る。

(2) 国会又は大統領若しくは(1)項(a)号の規定にもとづくその
他の機関が州議会の権限を行使して制定する法律は、第三五六
条の規定にもとづく布告がない場合には、国会、大統領又はそ
の他の機関が制定する権限を有しないものであり、当該布告が
効力を失った後、権限ある州議会又はその他の機関により改正
廃止又は修正がなされるまで効力を有する。⁽⁶⁶⁾

第三五八条(非常時における第一九条の停止)

(1) インド又はその領土の一部の安全が戦争又は外患により
脅かされていると宣言する非常事態の布告中は、第一九条の規
定は、第三編に規定された条項がなければ、いかなる法律をも
制定し、また、いかなる行政上の措置をも採ることのできる、
第三編で定められた国の権限を制限するものではない。このよ
うにして制定された法律は、当該法律が効力を失う前にすでに
なされ、又はなされないこととなった事項を除き、布告が効力
を失うと同時に本来権限を有していない限度において効力を失

う。

ただし、非常事態の布告がインド領内の一部にのみ施行されているときには、インド又はその領土の一部の安全が、当該非常事態の布告が施行されているインド領の一部において、又はその地域に関する活動により脅かされているかぎり、当該非常事態の布告が施行されている地域又はその一部における州又は連邦領に関するこの規定にもとづいて法律を制定し、又は行政上の措置をとることができる。⁽⁶⁷⁾

(2) (1)項の規定は、次に掲げるものには適用されない。⁽⁶⁸⁾

(a) 制定されたときに、施行中の非常事態に関する効力の説明を含まない法律

(b) 前号の説明を含む法律にもとづかないで採られた行政上の措置

第三五九条（第三編の規定にもとづく権利の行使の非常時における停止）

(1) 非常事態の布告の施行中、大統領は、命令で、当該布告の施行中又は当該命令で定めるそれより短い期間中、第二〇条及び第二一条を除く第三編の規定にもとづく権利の行使についての裁判請求権であって当該命令で指示するもの、又は当該権利の行使について裁判所に係属中の訴訟であって当該命令で指

インド憲法 (三)

示するものの停止を宣言することができる。

(1A) 第二〇条及び第二一条を除く第三編の規定にもとづく権利については、(1)項の規定にもとづく命令が施行されているときには、それらの権利を定める第三編の規定は、第三編で定義された国家が同編中に規定する条項に関するものを除き、法律を制定し、行政上の措置をとることができる権限を制限するものではない。ただし、制定された法律は、その法律が効力を失う前になされ又はなされなかった当該事項に関する場合を除き、前記命令が効力を失うとともに、本来権限を有していない限度において、その効力を失う。⁽⁷⁰⁾

ただし、非常事態の布告がインド領内の一部にのみ施行されているときには、インド又はその一部の安全が、当該非常事態の布告が施行されているインド領の一部において、又はその地域に関する活動により脅かされているかぎり、当該非常事態の布告が施行されている地域又はその一部における州又は連邦領に関するこの条の規定にもとづいて法律を制定し又は行政上の措置をとることができる。⁽⁷¹⁾

(1B) (1A)項の規定は、次のものには適用されない。⁽⁷²⁾

(a) 制定されたときに、施行中の非常事態に関する効力の説明を含まない法律

一五三 (一五三)

(b) 前号の説明を含む法律にもとづかないで行われた行政上の措置

(2) 前号の規定にもとづく命令は、インド領の全部又は一部に及ぶ。

ただし、非常事態の布告がインド領内の一部にのみ施行されているときには、大統領が、インド又はその領土の一部の安全が、当該非常事態の布告が施行されている地域又はその一部におけるインド領の一部における又はその地域に関する活動によって脅かされているとみなして、インド領内の他の部分にも適用することが必要だと認めなければ、当該他の部分には適用されない。⁽⁷³⁾

(3) (1)項の規定にもとづく命令は、発令後できるかぎりすみやかに、国会の両議院に提出しなければならない。

第三六〇条 (財政非常時に関する規定)

(1) 大統領は、インド又はその領域の一部の財政上の安定又は信用が脅かされていると認めるときには、布告でその旨を宣言することができる。

(2) (1)項の規定にもとづいて発せられる布告は、

(a) それに続く布告によって廃止又は変更することができる。

(b) 国会の両議院に提出されねばならない。

(c) 二月の期間経過前に、国会の両議院の決議によって承認されなければ、当該期間が経過したとき、その効力を失う。

ただし、当該布告が、衆議院が解散されているとき又は衆議院の解散が(c)号に規定する二月の期間中に生じた場合において、当該布告を承認する決議が参議院で可決され、当該布告に関する決議が当該期間経過前に衆議院で可決されなかったときには、その布告は、再編成後の衆議院の最初の開会の日から三〇日を経過する前に衆議院が当該布告を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日が経過した日において効力を失う。⁽⁷⁴⁾

(3) (1)項の規定にもとづく布告の施行中、連邦の行政権は、州に対し一定の財政規律を守ることを指令し又は大統領が必要若しくは適当と認めるその他の指令を与える権限を含むものとする。

(4) この憲法の規定にかかわらず、

(a) 当該指令は、次の規定を含むことができる。

(i) 州の事務に関して服務する全部又は一部の階級の者の俸給又は手当の減額を要求する規定

(ii) 金銭法案又は第二〇七条の規定の適用を受けるその

他の法案について、州議会がこれを可決した後、大統領の考慮を求めるため留保することを要求する規定

(b) 大統領は、この条の規定にもとづく布告の施行中は、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官を含め、連邦の事務に関して職務する全部又は一部の階級の者の俸給又は手当の減額に対し指令を発する権限を有する。

第一九編 雜 則

第三六一条（大統領、知事及びラジプラムクの保護）

(1) 大統領又は州の知事若しくはラジプラムクは、その職務上の権限若しくは任務の行使若しくは遂行につき、又はその職務上の権限若しくは任務の行使若しくは遂行の際に、またはなさんとする行為について、裁判所に対して責任を負うことはない。

ただし、大統領の行為は、第六一条の規定にもとづく告発の審査のため、国会のいずれかの議院が任命又は指定する裁判所、審判所又は機関によって審査することができる。

さらに、この項の規定は、何人に対してもインド政府又は州政府を相手とする訴訟を行う権利を制限するものと解釈してはならない。

(2) 大統領又は州の知事の在任中は、これらの者を相手方とするいかなる刑事訴訟も裁判所に提起することはできない。また、これらの者を相手方とするいかなる刑事訴訟も裁判所に係属することができない。

(3) 裁判所は、大統領又は州の知事に対しては、その在任中逮捕又は拘禁の手続をとることができない。

(4) 大統領又は州の知事の在任中、その就任前又は就任後個人的資格においてなし又はなさんとした行為に関し、これらの者を相手方として救済を求める民事訴訟は、大統領又は州知事に対し、書面による通告又はその事務所に出頭することにより、訴訟の性質、提訴理由、提訴権者の氏名、地位及び住所並びに要求する代償を述べた後二月を経過した後でなければ提起することができない。

第三六一A条（国会及び州議会の議事手続公表の保障）^(七)

(1) 何人も国会のいずれかの議院又は州議会の立法議院若しくはそのいずれかの議院の議事手続について重要な真実の報告を新聞で公表することに関して、その公表が悪意をもってなされたことが明らかなる場合を除き、裁判所において民事上又は刑事上訴追されることはない。

ただし、この項の規定は、国会のいずれかの議院又は州議会

の立法議院若しくはいずれかの議院の秘密会の議事手続報告書の公表には適用されない。

(2) (1)項は、新聞で公表される報告又は事項に関して適用されるとともに、放送局により提供される番組の一部として無線電信手段によって報道される報告又は事項にも適用されるものとする。

〔原注〕 この条において『新聞』とは、新聞で公表される資料を含む報道機関の報告をいうものとする。

第三六二条 (インド藩王国統治者の権利及び特権) 〔削除〕⁽⁷⁶⁾

第三六三条 (一定の条約、協定等より生ずる紛争に対する裁判所の干渉禁止)

(1) 最高裁判所その他の裁判所は、この憲法の規定にかかわらず、第一四三条の規定の制限内において、この憲法施行前インド藩王国統治者とインド自治領政府又はその前任政府との間において締結し、又は執行された条約、協定、約定、譲渡証書その他類似の文書であつてこの憲法施行後効力を保持するものから生ずる紛争又は当該条約、協定、約定、譲渡証書その他類似の文書に關し、この憲法の規定にもとづいて生ずる権利又は負担若しくは義務に關する紛争に対しては管轄権を有しない。

(2) この条において、

(a) 『インド藩王国』とは、この憲法施行前、イギリス国王陛下又はインド自治領政府がインド藩王国として承認した領域をいい、また、

(b) 『統治者』とは、この憲法施行前、イギリス国王陛下又はインド自治領政府がインド藩王国統治者として承認した王侯、首長又はその他の者を含む。

第三六三A条 (インド藩王国統治者としての承認の失効及び手元金の廃止)⁽⁷⁷⁾

この憲法又は現に効力を有する法律の規定にかかわらず、

(a) 王侯、首長若しくは一九七一年憲法(第二六次改正)法施行時、大統領によりインド藩王国統治者と認められたその他の者又は当該改正法施行前に大統領により当該統治者の後継者と認められた者は、当該改正法施行時以後、当該統治者又は当該統治後継者と認められないものとする。

(b) 一九七一年憲法(第二六次改正)法施行以後、手元金は廃止され、手元金に關するすべての権利、負担又は義務は失効する。また、そのとき以後、統治者又は(a)項で規定する当該統治者の後継者若しくはその他の者には、手元金としていかなる金銭も支払われないものとする。

第三六四条 (主要港及び空港に關する特別規定)

(1) この憲法の規定にかかわらず、大統領は、公示で、当該公示において指定する期日以後、次に掲げる旨指令することができる。

(a) 国会又は州議会の制定する法律が主要港又は空港に適用されない旨又は当該公示に規定する適用除外若しくは読替をして適用される旨

(b) 当該指定された期日前になされ又はなされないこととなった事項に関するものを除き、既存の法律が、主要港又は空港に対して効力を失う旨、又は当該公示に規定する適用除外若しくは読替をして効力を有する旨

(2) この条において、

(a) 『主要港』とは、国会の制定する法律又は既存の法律により又はこれにもとづいて主要港として宣言される港をいい、かつ、当分の間、当該港域内のすべての地域を含むものとする。

(b) 『空港』とは、航空路、航空機及び航空に関する法令上定義される空港をいう。

第三六五条（連邦の指令に従わず、又はこれを施行しない場合の効果）

この憲法にもとづいて連邦の行政権を行使した場合において、

インド憲法（三）

州が与えられた指令にしたがわず、又は当該指令を実施しないときには、大統領は州の統治がこの憲法の規定にもとづいて行われない事態が発生したものと適法に認めることができる。

第三六六条（定義）

この憲法において、次に掲げる用語の意義は、文脈の許すかぎり、当該各項に定めるところによるものとする。

(1) 『農業所得』とは、インド所得税に関する法令上定義される農業所得をいう。

(2) 『アングロ・インディアン』とは、その父又は男系祖先がヨーロッパ人の血統をひく者であつて、本人がインド領内に居住し、その親がインドに一時的滞在者ではなく定住者であつた者をいう。

(3) 『条』とは、この憲法の条をいう。

(4) 『借入』とは、年賦金の付与による金銭の調達を含み、『起債』もこれにしたがつて解釈するものとする。

(5) 『項』とは、その語が用いられている条の項をいう。

(6) 『法人税』とは、租税が会社によって支払われ、かつ、次の条件をみたしている場合の税であるかぎり、所得についての税をいう。

(a) 租税が農業所得に関して課されていないこと

一五七（一五七）

(b) 会社の納付する税に関し、会社が個人に支払う配当から控除することを税法により認めていないこと

(c) 当該配当をうけた個人の総所得に対するインド所得税を算定し又は当該個人が支払い若しくは当該個人に払い戻されるインド所得税を算定するにさいし、会社の納付した前号に規定する税を勘定に入れる旨の規定のないこと

(7) 『対応する旧州』、『対応する藩王国』又は『対応する州』につき疑義があるときは、大統領が個々の疑義について決定する対応する旧州、対応するインド藩王国又は対応する州をいうものとする。

(8) 『債務』とは、年賦による元金返済義務に関する負債及び保証付負債を含み、『債務負担』もこれにしたがって解釈するものとする。

(9) 『遺産税』とは、死亡と同時に移転し、又は国会若しくは州議会の制定する法律にもとづいて移転するものとみなされる一切の財産に対し、国会又は州議会の制定する法律により、又はこれにもとづいて定める税規則にてらして確定される原価にしたがい、又はこれを斟酌して課される税をいう。

(10) 『既存の法律』とは、この憲法施行前、法律、政令、命

令、細則、規則又は規程の制定権を有する議会、機関又は人が可決し、又は制定した法律、政令、命令、細則又は規程をいう。

(11) 『連邦裁判所』とは、一九三五年のインド統治法にもとづいて設置された連邦裁判所をいう。

(12) 『貨物』とは、一切の原料、商品及び物品を含む。

(13) 『保証』とは、この憲法施行前、企業利潤が一定額に達しない場合に支払いをなすことを定めた債務を含む。

(14) 『高等裁判所』とは、この憲法において州についての高等裁判所として認められている裁判所をいい、かつ、次のものを含む。

(a) この憲法にもとづいて高等裁判所としてインド領内に設置され又は再設置される裁判所

(b) 国会が法律でこの憲法の一切の又はいづれかの目的のために高等裁判所として宣言する、インド領内のその他の裁判所

(15) 『インド藩王国』とは、インド自治領政府がインド藩王国として承認した領域をいう。

(16) 『編』とは、この憲法の編をいう。

(17) 『年金』とは、拋出制であると否とを問わず、人に対し又は人に関して支給されるすべての種類の年金をいい、支給さ

れる退職金、賜金及び利子その他の付加金を付し又は付さない積立基金への掛け金の返済金を含む。

(18) 『非常事態の布告』とは、第三五二条(1)項の規定にもとづいて発する布告をいう。

(19) 『公示』とは、インド官報又は州官報の告示をいう。

(20) 『鉄道』には、次のものを含まない。

(a) 全部が一地方団体の地域内にある軌道、又は

(b) 全部が一州内にあるその他の交通機関の線路であつて、

国会が鉄道でないと言明したもの。

(21) 『削除』

(22) 『統治者』とは、王侯、首長又は一九七一年憲法(第二

六次改正) 法施行前、大統領がインド藩王国の統治者として認められた者又は当該憲法改正法施行前に、大統領が統治者の後継者として認められた者をいう。

(23) 『付則』とは、この憲法の付則をいう。⁽⁸⁰⁾

(24) 『指定カースト』とは、第三四一条の規定にもとづいてこの憲法の適用上指定カーストとみなされるカースト、人種若しくは部族又は当該カースト、人種若しくは部族内の部分若しくは集団をいう。

(25) 『指定部族』とは、第三四二条の規定にもとづいて、こ

インド憲法(三)

の憲法の適用上指定部族とみなされる部族若しくは部族社会又は当該部族若しくは部族社会内の部分若しくは集団をいう。

(26) 『証券』とは、株式を含む。⁽⁸¹⁾

(27) 『号』とは、その語が用いられる項の号をいう。

(28) 『課税』とは、一般的、地方的若しくは特殊であると否とを問わず、租税又は賦課金の賦課を含み、また、『租税』もこれにしたがつて解釈するものとする。

(29) 『所得に関する税』とは、超過利得税の性質を有する税を含む。

(29A) 『貨物の売買に関する税』とは、次に掲げるものを含む。⁽⁸²⁾

(a) 契約の履行以外の手段による、現金、繰延支払又はその他の有価対価による貨物財産の譲渡に関する税

(b) 労働契約の実行に含まれる(貨物その他の形を問わず)、貨物財産の譲渡に関する税

(c) 割賦法又は分割による支払制度についての貨物引渡に関する税

(d) (期日が特定されていると否とを問わず) 現金、繰延支払又はその他の有価対価による一定の目的についての貨物使用権の譲渡に関する税

(e) 法人格なき社団又は団体によりその構成員に対して現

一五九 (一五九)

金、繰延支払又はその他の有価対価によりなされる貨物の提供に関する税

(f) 人の消費する食物その他の物品又は飲物（アルコール飲料か否かを問わない）である貨物を役務又はいづれかの形式、又はその部分として、現金、繰延支払又はその他の有価対価により提供することに關する税

また、貨物の当該譲渡、引渡又は提供は、譲渡、引渡又は提供を行う人によるそれらの貨物の売却及び当該譲渡、引渡又は提供を行われた人によるそれらの貨物の購買とみなされる。

(80) 『連邦領』とは、第一付則に定める連邦領をいい、インド領内にあり、当該付則には定められていない他の領土を含む。(83)

第三六七条（解釈）

(1) 一八九七年一般条項に關する法律は、文脈の許すかぎり、第三七二条の規定にもとづいて行われる読替をしてインド自治領議會の制定法の解釈に適用されると同様この憲法の解釈にも適用される。

(2) この憲法において国会が制定する制定法若しくは法律又は州議會が制定する制定法若しくは法律とあるときは、それぞれ大統領が制定する政令又は州知事が制定する命令を含むもの

と解釈しなければならない。

(3) この憲法において『外国』とは、インド以外の国をいう。ただし、大統領は、国会が制定する法律の範囲内において、命令で当該法令の適用上、いづれかの国が外国でない旨を宣言することができる。

第二〇編 憲法改正

第三六八条（国会の憲法改正権とその手続）

(1) この憲法の規定にかかわらず、国会は、この条に定められた手続にしたがい、この憲法の条項を追加、変更又は廃止することによってその憲法改正権を行使することができる。(84)

(2) この憲法の改正は、国会のいづれかの議院における改正法案の提出によってのみ発案することができる。当該法案が兩議院においてその議院の総議員数の過半数であり、かつ、出席して投票する議員の三分の二以上の多数で可決されたときは、認証を求めため大統領へ提出されるものとし、認証されたとき、憲法は、当該法案の字句にしたがつて改正される。

ただし、その改正が、次に掲げるものを変更しようとする場合には、当該改正は当該改正を規定する法案が認証を求めため大統領へ提出される前、二分の一以上の州の議會によってこ

これを承認する決議を可決することにより、承認されなければならない。

(a) 第五四条、第五五条、第七三条、第一六二条若しくは第二四一条、

(b) 第五編第四章、第六編第五章、第一一編第一章、

(c) 第七付則の表、

(d) 国会における州の代表、又は

(e) この条の規定

(3) 第一三条の規定は、この条の規定にもとづいてなされる改正には、適用されない。

(4) この条の規定にもとづいてなされ、又はなされんとするこの憲法の改正（第三編の規定を含む）は、一九七六年憲法（第四二次改正）法第五五条の施行前後を問わず、いかなる理由にもとづいても裁判所で審査されることはない。⁽⁸⁶⁾

(5) この条の規定にもとづき、疑義を除去するためのこの憲法の条項の追加、変更又は廃止を行う国会の憲法改正権については、いかなる制限もないと宣言される。

第二一編 暫定的、経過的及び特別規定⁽⁸⁷⁾

第三六九条（州管轄事項表に掲げる事項を共通管轄事項とみ

なして立法する国会の暫定的権限）

この憲法の規定にかかわらず、国会はこの憲法施行後五年間、次に掲げる事項に関し共通管轄事項表に掲げる事項に対するのと同様の立法権を有する。

(a) 綿及び毛の織物、綿花（操綿及び非操綿すなわちカパスを含む）、綿実、紙（新聞印刷用紙を含む）、食料品（食用の油種子及び油を含む）、家畜飼料（油粕及びその他の凝結物を含む）、石炭（コーク及び石炭派生物を含む）、鉄、鋼及び雲母の一州内における取引及び商業並びに生産、供給及び配給

(b) (a)号に掲げる事項に関する法律違反、最高裁判所以外の一切の裁判所の当該事項に関する管轄権及び権限並びに裁判所の収納する手数料を除く当該事項に関する手数料
ただし、国会の制定する法律であつて、この条の規定する場合を除いて制定の権限のない事項に関するものは、当該五年の期間経過前になされ又はなされないこととなった事項を除き、その権限のない限度において、当該期間が経過した日にその効力を失う。

第三七〇条（ジャム・カシミール州に関する暫定規定）⁽⁸⁸⁾

(1) この憲法の規定にかかわらず、

(a) 第二三八条の規定は、ジャム・カシミール州に関しては適用しない。

(b) 当該州に対する国会の立法権は、次のものに限定される。

(i) 連邦管轄事項表及び共通管轄事項表に掲げる事項であつて、大統領が当該州政府と協議して、当該自治州のインド自治領加入文書において自治領議会が当該州のために立法権を有する旨を定めている事項に対応するものであると宣言するもの

(ii) 前記事項表に掲げるその他の事項であつて、大統領が当該州政府の同意を得て命令で定めることができるもの

〔原注〕 この条にいう州政府とは、大統領が一九四八年三月五日付マハラジャ布告にもとづいて存在する大臣会議の助言により当分の間職務を行うジャム・カシミールのマハラジャとして認める者をいう。

(c) 第一条及びこの条の規定は、当該州に関し適用する。

(d) この憲法のその他の規定は、大統領が命令で定める適用除外及び読替をして、当該州に關して適用する。

ただし、(b)号(i)目に規定するインド自治領加入文書記載事項

に關する命令を発するには、当該州政府と協議しなければならぬ。

さらに、右ただし書に規定する事項以外の事項に關する命令を発するには、当該政府の同意を得なければならない。

(2) (1)項(b)号(i)目又は同項(d)号第二ただし書に規定する当該州政府の同意が当該州の憲法制定を目的とする憲法制定議会招集前に与えられているときは、当該同意は当該議会上程しなければならぬ。

(3) 前項までの規定にかかわらず、大統領は公示で、当該公示において規定する一定期間以後、この条の規定は効力を失う旨又は公示において規定する適用除外若しくは読替をしてのみ有効である旨を宣言することができる。

ただし、大統領が当該命令を発するには、(2)項に規定する当該州憲法制定議会の勧告を必要とする。

第三七一条 (マハラシュトラ州及びグジャラート州に關する特別規定)⁽⁸⁹⁾

(2) この憲法の規定にかかわらず、大統領は命令で、マハラシュトラ州又はグジャラート州に關して、次に掲げる事項について当該州知事の特別の責任を定めることができる。

(a) 個別發展委員会の活動についての報告が毎年当該州立

法議院に提出されるものとするという規定をもつ、ウィダルバ、マラトワダ及びマハーラシュトラ州のその他の地域についての個別発展委員会、又はサウラシュトラ、クッチ及びグジャラート州のその他の地域についての個別発展委員会の設置

(b) 当該州全体の要請にしたがって、前記地域に対する発展支出のための資金を公平に割り当てること

(c) 当該州全体の要請にしたがって、前記地域のすべてに関し、技術教育及び言語訓練のための十分な施設並びに当該州政府の監督の下にある職務への雇用に対する十分な機会を提供する公平な調整

第三七一A条（ナガラント州に関する特別規定⁽⁹⁰⁾）

(1) この憲法の規定にかかわらず、

(a) 次の事項に関する国会制定法は、ナガラント州においては、当該州立法議院が決議によってその旨議決しなければ適用されない。

(i) ナガ族の宗教的・社会的慣行

(ii) ナガ慣習法及び手続

(iii) ナガ慣習法にしたがってなされた決定を含む民事及び刑事裁判の運用

インド憲法 (三二)

(iv) 土地及びその資源の所有及び譲渡

(b) ナガラント州の知事は、ナガラント州の形成直前にナガ・ヒルズチューサンク地域で発生した騒乱が当該地域又はその一部で継続しているとみなすときには、当該州の法と秩序に関して特別の責任を有し、それに関して任務を遂行するにさいしては、大臣会議と協議した後、採るべき措置を自らの判断で行使する。

ただし、ある事項が知事自らの判断の行使を要求するこの号の規定にもとづいているか否かに関して疑義が生じたときには、知事の裁量による当該決定は最終的なものであり、知事によってなされた決定の効力は、知事自らの判断を行使すべきだったか否かという理由で異議を申立てられることはない。

さらに、大統領は、当該知事からの報告を受け取ったことにより又はその他のことよって、知事がナガラント州における法と秩序に関し特別の責任を有する必要があるもはや存在しないとみなしたときには、命令で、知事が当該命令で定める日以降当該責任の効力を失う旨指令することができる。

(c) 承諾を求める要求に関する勧告を行うにあたって、ナ

一六三 (一六三)

ガラント州知事は、特定の役務又は目的のためインド統合基金からインド政府によって提供される金銭が当該役務又は目的に関する承諾を求める要求を含み、その他の要求を含まないことを保証しなければならない。

- (d) ナガラント州知事が、公示により、このために定められた日以降、三五人の委員により構成されるチューサンク地区のための地区協議会が設置されるものとし、知事は、その裁量で次の事項を定める規則を制定することができる。

(i) 地区協議会の構成及び地区協議会の委員を選出する方法

ただし、チューサンク地区の副長官は、職務上当該地区協議会の委員長となるものとし、地区協議会の副委員長は、委員の中から互選されるものとする。

- (ii) 地区協議会委員に任命され、在職する資格
(iii) 地区協議会委員の任期並びに有給の場合にはその委員に支払われるその俸給及び手当
(iv) 地区協議会の事務手続及び事務処理

(v) 地区協議会の役員及び職員の任命並びにその勤務条件

(vi) 地区協議会の構成及び適当な活動のために規則を制定する必要があるものについてのその他の事項

(2) この憲法の規定にかかわらず、ナガラント州の形成の日以後一〇日間又は知事が地区協議会の勧告にもとづいて公示で定める期間、

(a) チューサンク地区の行政は、知事により行われる。

(b) ナガラント州全体の要求に応えるため、ナガラント州政府に対しインド政府により金銭が提供されるときには、当該知事はその裁量でチューサンク地区とその他の地域との間に当該金銭を公平に配分するための調整を行う。

(c) ナガラント州議会の制定する法律は、知事が地区協議会の勧告にもとづいて、知事が定める適用除外若しくは読替をしたうえで、当該法律がチューサンク地区若しくはその一部に適用される旨定めなければ、又は知事が当該法律に関して当該指示を与えるにあたってその旨定めなければ適用されない。

ただし、この号にもとづいてなされる指示は、遡及効果をもってなされるものとする。

(d) 知事は、チューサンク地区の平和、進歩及び善政のため規則を制定することができる。制定された規則は、必

要なときには当該地区に適用されている国会制定法その他の法律を適及的に廃止、改正することができる。

(e) (i) ナガラント州立法議院においてチューサンク地区を代表する議員のうち一名は首相の助言にもとづき知事がチューサンク問題のためにチューサンク大臣を任命するものとし、首相は、助言をなすにあたって前記議員の多数の勧告にもとづいて行為しなければならぬ⁽⁹¹⁾。

(ii) チューサンク問題大臣は、チューサンク地区に関するすべての事項を取扱い、知事に直接進言することができる。ただし、同様のことに⁽⁹²⁾ついて首相に報告しておかなければならない。

(f) この項の前記諸規定にかかわらず、チューサンクに関するすべての事項の最終決定は、知事がその裁量で行うことができる。

(g) 第五四条、第五五条及び第八〇条(4)項における州立法議院の被選議員又はその各議員についての規定は、この条の規定にもとづいて設置された地方協議会により選挙されたナガラント立法議院議員に対する規定を含むものとする。

インド憲法(三)

(h) 第一七〇条において、

(i) (1)項は、ナガラント立法議院に関しては、「六〇」を「四六」に置き換えたうえで効力を有するものとする。

(ii) 同項における州の地域的選挙区からの直接選挙についての規定は、この条にもとづいて設置された地区協議会の委員による選挙を含むものとする。

(iii) (2)項及び(3)項における地域的選挙区についての規定は、コヒマ地区及びモロックチュンク地区における地域的選挙区への規定を意味するものとする。

(3) この条の前項までの規定を施行するにあたって困難が生じたときには、大統領は命令で、この困難を除去するのに必要とみなした(他の条の読替を含めて)措置をとることができる。ただし、当該命令は、ナガラント州の形成の日から三年経過した後に発することはできない。

〔原注〕 この条において、コヒマ地区、モロックチュンク地区及びチューサンク地区は、一九六二年のナガラント州に関する法律におけると同じ意味を有するものとする。

第三七一B条(アッサム州に関する特別規定)⁽⁹²⁾

この憲法の規定にかかわらず、大統領は、命令で、アッサム

一六五 (一六五)

州に關し第六付則第二〇節に付された表の第一編に定められた部族地域から選挙されたアッサム州立法議院議員により構成された立法議院の委員会の構成及び運営について及び当該命令で定められた当該議院のその他の議員の数、並びに当該委員会の構成及び適切な運営のために当該議院の手続規則中に定められた変更について定めることができる。

第三七二C条 (マニプール州に関する特別規定)⁽⁹³⁾

(1) この憲法の規定にかかわらず、大統領は、命令で、マニプール州に關し当該州の丘陵地域から選挙された州立法議院議員により構成された立法議院委員会の構成及び運営について、当該政府の活動についての規則中及び立法議院の手続規則中に定められた変更について、並びに当該委員会の適切な運営を保証するための知事の特別の責任について定めることができる。

(2) 知事は、毎年又は大統領により必要とみとめられたときにはいつでも、マニプール州における丘陵地域の行政に關し大統領に報告をなすものとし、連邦の行政権は、前記地域に關し当該州に対する指示を与えることに及ぶものとする。

〔原注〕 この条において『丘陵地域』とは、大統領が命令で丘陵地域と宣言するものをいう。

第三七二D条 (アンドラ・プラデッシュ州に関する特別規定)⁽⁹⁴⁾

(1) 大統領は、命令で、アンドラ・プラデッシュ州に關し、州全体の要求に關して有する公雇用事項及び教育事項中、当該州の異なった部分に属する人民のために公平な機会と施設のための規定を定めることができ、当該州のそれぞれの部分のために異なった規定がつけられるものとする。

(2) (1)項の規定にもとづく命令は、とくに、

(a) 州政府が、州の異なった部分に關して異なった地方組織へ州の文官職の階級を組織することを要求し、当該命令で定められた原則及び手続にしたがって、組織された地方組織について当該官職を保持する人を配置する。

(b) 次に掲げる事項につき、地方的区域とみなされる州の部分の定めることができる。

(i) 州政府の下にある地方組織中の (この条の規定にもとづく命令の実施上組織されたか他の規定にもとづく構成されたかを問わず) 官職への直接募集

(ii) 州内の地方機関の下にある組織中の官職への直接募集

(iii) 州内の大学又は州政府の監督の下にあるその他の教育機関への入学

(c) 優遇又は留保が与えられ又は行われる範囲、方法及び

条件を、当該組織、大学又はその他の教育施設に関して、当該命令で定められた期間中、その地方に居住し又は勉強していた志願者に対し、又はその者のために、次に掲げる方法で規定する。

(i) 命令で、当該目的のために(b)号で規定された組織における官職への直接募集の方法

(ii) 命令で、当該目的のために(b)号で規定された大学又はその他の教育施設への入学の方法

(3) 大統領は、命令で、一九七三年憲法(第三二次改正)法施行直前に、(最高裁判所以外の)裁判所又は審判所若しくは次に掲げる事項に関して当該命令中に定められたその他の機関が行使することのできた管轄権、権限及び職権を含む管轄権、権限及び職権を行使するため、アンドラ・ブラデシユ州の行政審判所の構成につき規定することができる。

(a) 当該命令で定められた、当該州の公務における官職への、又は当該州内の地方機関の監督の下にある官職の職階への任命、配置又は昇任

(b) 当該命令で定められた、当該州の公務における官職の職階へ、州の下にある文官職の職階へ、又は州内の地方機関の監督の下にある官職の職階へ任命、配置又は昇任

される者の優先順位

(c) 当該命令で定められた、当該州の公務における官職の職階へ、州の下にある文官職の職階へ、又は州内の地方機関の監督の下にある官職の職階へ任命、配置又は昇任される者のその他の勤務条件

(4) (3)項の規定にもとづいて発せられた命令は、次に掲げる事項を含む。

(a) 大統領が命令で定める管轄権の範囲内にある事項及び当該命令にもとづき行政審判所が適当と認める事項に関する不服申立ての救済提出を受理する権限を行政審判所に与えること

(b) 大統領が必要とみなした(行政審判所の侮辱処罰権に関する規定を含む)行政審判所の権限、権能及び手続に関する規定を設けること

(c) その管轄権内にある事項に関する手続であり、当該命令の施行直前、(最高裁判所以外の)裁判所、審判所又はその他の機関に係属している手続を、当該命令で定められた審級の行政審判所に移送することについて定めること
(d) 大統領が必要とみなした補足的、付随的及び結果的規定(手数料及び証拠制限、証拠法則に関する規定又は適

用除外若しくは読替により、そのときに施行されていた法律の適用についての規定を含むを設けること

(5) 事件を最終的に処理する行政審判所の命令は、州政府による確認があった日又は当該命令が発せられた日から三月経過する日のうちいずれか早い日に確定する。

ただし、州政府は、文書で、かつ、その中で明示された理由にもとづいてなされた特別命令により、それが確定する前に行政審判所の命令を変更又は取消することができる。この場合においては、行政審判所の命令は、変更された形式においてのみ効力を有し又は有しない。

(6) (5)項ただし書にもとづき、州政府により発せられたすべての特別命令は、それが発せられた後すみやかに、州議会の両議院に提出されるものとする。

(7) 当該州の高等裁判所は、行政審判所に対するいかなる監督権も有しない。また、いかなる裁判所（最高裁判所を除く）又は審判所も行政審判所の又は行政審判所に関する管轄権、権限、権能に服する事項に関する管轄権、権限又は権能を行使しない。

(8) 大統領が、行政審判所の継続的存置が不必要だとみなした場合には、命令で、当該行政審判所を廃止し、当該廃止直前

に当該審判所に係属していた事件の移送及び処理のため適当とみなす規定を当該命令で定めることができる。

(9) 裁判所、審判所その他の機関の判決、決定、命令にかかわらず、次に掲げる事項はその者に対する当該任命、補職、昇任又は転任が、そのときに効力を有し、当該任命、補職、昇任又は転任に関しハイデラバード州内又はアンドラ・プラデシュ州の一部分内における住所に関する要件について定める法律にしたがってなされていないという理由のみにもとづいて違法若しくは無効とみなされ、又は違法若しくは無効となることはない。

(a) 次に掲げる任命、補職、昇任又は転任であって、

(i) 一九五六年一月一日より前に存在していたハイデラバード州政府又はその地方機関の下にある官職について、当該期日より前になされたもの

(ii) 一九七三年憲法（第三二次改正）法施行前、アンドラ・プラデシュ州政府又はその地方機関の下にある官職についてなされたもの

(b) (a)号に規定された者により、又はその者に関してとられた措置又はなされた事項

(10) この条及びそれにもとづいて大統領によりなされた命令

の規定は、この憲法の他の規定及びそのときに効力を有するその他の規定にかかわらず、効力を有するものとする。

第三七二E条（アンドラ・プラデッシュ州における中央大学）

国会は、法律で、アンドラ・プラデッシュ州における大学の設置についての規定を設けることができる。

第三七二F条（シッキムに関する特別規定）⁽⁹⁵⁾

この憲法の規定にかかわらず、

(a) シッキム州立法議院は、三〇人以上の議員で構成する。

(b) 一九七五年憲法（第三六次改正）法施行日以後、（以下

この条において『指定日』という）

(i) 一九七四年四月、シッキムにおいて行われた選挙の結果

果選挙された三二人の議員（以下『在席議員』という）で

構成されたシッキム州議院は、この憲法の規定にもとづ

いて正当に構成されたシッキム州立法議院とみなされる。

(ii) 在席議員は、この憲法の規定にもとづいて正当に選挙

されたシッキム州立法議院の議員とみなされる。

(iii) 当該州立法議院は、この憲法の規定にもとづいて州立

法議院の権限を行使し、その作用を遂行する。

(c) (b)項の規定にもとづいてシッキム州立法議院とみなされ

る議院の場合、第一七二条(1)項における五年の期間⁽⁹⁶⁾という

インド憲法(三三)

規定は、四年の期間⁽⁹⁷⁾についての規定と解釈するものとし、当該四年の期間は指定日からはじまったものとみなす。

(d) 国会が法律で別段の規定を設けるまで、衆議院の一議席がシッキム州に割当てられ、シッキム国会選挙区とよばれる一つの国会選挙区が形成される。

(e) 指定日に存在していた衆議院におけるシッキムの代表は、シッキム州立法議院議員によって選挙されるものとする。

(f) 国会は、シッキム住民の各部門の権利及び利益を保護するために、当該部門に属する候補者によって占められる、シッキム州立法議院の議席数についての規定及び当該部門

のみに属する候補者がシッキム州立法議院に立候補する議

院選挙区の範囲画定についての規定を設けることができる。

(g) シッキム州知事は、平和のため及びシッキム住民の各部門の社会的・経済的發展を保証するための公平な調整を行

う特別責任を有し、この項にもとづく特別責任を履行する

にあたってシッキム州知事は、大統領が時宜に応じて適当

とみなしその裁量で発した指令に従うものとする。

(h) 指定日直前、シッキム政府又はシッキム政府のためのそ

他の機関若しくは人に与えられたすべての財産及び資産

(シッキム州を構成する地域の内外を問わない)は、指定

一六九（一六九）

日以後シッキム州政府に与えられる。

(i) シッキム州を構成する地域で、指定日直前作用している高等裁判所は、指定日以後シッキム州高等裁判所とみなされる。

(j) シッキム州全域にわたる、民事、刑事及び租税の管轄権を有するすべての裁判所、司法、行政及び内閣のすべての機関及び官吏は、指定日以後この憲法の規定にしたがいそれぞれの機能を行使する。

(k) シッキム州にある地域又はその部分において、指定日直前効力を有していたすべての法律は、権限を有する議会又はその他の機関により改正又は廃止されるまで、当該地域において効力を継続する。

(l) シッキム州の行政に関して、(k)項で規定する法律の適用を促進するため、及び当該法律の条項をこの憲法の規定に調和させるため、大統領は、指定日から二年以内、命令で、必要性又は便宜に応じて廃止又は改正により、当該読替を行うことができる。また、当該すべての法律は、この読替にもとづいて効力を有するものとし、当該読替は、いかなる裁判所の審査にも服さないものとする。

(m) 最高裁判所及びその他の裁判所は、シッキムに関する条

約、協定、協約又はその他の文書から生じた紛争又はその他の条項であつて、指定日より前に締結又は執行されたものであり、かつ、インド政府又はその先任政府のあるものが一当事者であるものに関しては管轄権を有しない。ただし、この条における規定は、第一四三条の条項に抵触するように解釈されてはならない。

(n) 大統領は、公示により、その適切とみなした制限又は読替をして、当該公示日にインドの一州で効力を有する法令を、シッキム州に適用することができる。

(o) この条の前項までの規定を施行するにさいして、困難が生じた場合には、大統領は、命令で、当該困難を除去するために必要とみなしたあらゆる措置(他の条文の読替を含む)をとることができる。

ただし、指定日より二年を経過した後は、当該命令を発することはできない。

(p) 指定日に始まり一九七五年憲法(第三六次改正)法が大統領の裁可を受ける日直前に終わる期間中、シッキム州又はそれに含まれる地域において又はそれに関連して行われたすべての事項又はすべての行為は、それが一九七五年憲法(第三六次改正)法により改正されたこの憲法の規定に

抵触しないかぎり、すべての点について当該改正法の規定にもとづいて有効になされたものとみなされる。

第七二条（既存の法律の効力の継続及びその適合化）

(1) 第三九五条に規定する法令のこの憲法による廃止にかかわらず、この憲法のその他の規定の制限内において、この憲法施行直前インド領内において効力を有する一切の法律は、権限ある議会又は権限あるその他の機関により変更し、廃止し、又は改正されるまで効力を継続する。

(2) 大統領は、インド領内において効力を有する法律の規定をこの憲法の規定に適合させるため、命令で、当該法律の廃止又は改正により、必要又は適当とみとめる読替を行い、また、当該命令で定める期日以後当該法律がその読替の制限内において効力を有する旨を規定することができる。その読替は、裁判所において審査されることはない。

(3) (2)項の規定は、

(a) この憲法の施行の日から三年⁽⁹⁸⁾を経過した後まで大統領に法律の読替をなす権限を与えるものとみなしてはならず、

(b) 同項の規定にもとづいて大統領が読替をした法律を権限ある議会又は権限あるその他の機関が廃止し又は改正

することを妨げるものとみなしてはならない。

〔原注Ⅰ〕 この条にいう『効力を有する法律』とは、この憲法施行前インド領内における権限ある議会又は権限あるその他の機関が可決又は制定した法律であって、この憲法施行前廃止されていないものを含むものとし、当該法律の全部又は一部が当時インド領の全部又は一部に施行されていたものであるか否かを問わない。

〔原注Ⅱ〕 インド領内における議会又は権限あるその他の機関が可決又は制定した法律であって、この憲法施行直前インド領内におけると同様にインド領外に対しても効力を有したものは、当該読替の制限内において当該領土に対して効力を継続する。

〔原注Ⅲ〕 この条の規定は、臨時的法律の効力を、その定める期間を経過した日以後又はこの憲法が施行されないものとした場合において期限が経過することとなる日以後、なお、その効力を継続させるものと解釈してはならない。

〔原注Ⅳ〕 一九三五年のインド統治法第八八条の規定にもとづいて旧州の知事が発した命令でこの憲法施行直前効力を有するものは、対応する州の知事が事前に廃止した場合を除き、第三八二条(1)項の規定にもとづきその州立法議院がこの憲法施

行後最初に集会した日から六週間を経過した日において効力を失うものとし、この条の規定は、当該命令の効力を当該期間をこえて継続させるものと解釈してはならない。

第三七二A条 (法律を適合化する大統領の権限)⁽⁹⁹⁾

(1) 大統領は、一九五六年憲法 (第七次改正) 法施行直前、インド又はその一部において効力を有していた法律の規定を同法により改正されたこの憲法の規定に適合させるため、一九五七年一月一日より前に発せられた命令で、廃止又は改正により必要又は妥当と認める当該法律の読替を行い、当該命令で定める期日以後、当該法律がその読替の制限内において効力を有する旨を規定することができる。その読替は、裁判所において審査されることはない。

(2) (1)項の規定は、同項にもとづいて大統領が読替をした法律を、権限ある議会又は権限あるその他の機関が廃止し又は改正することを妨げるものとみなしてはならない。

第三七三条 (一定の場合における予防拘禁者に関する大統領の命令権)

第二二条(7)項の規定にもとづいて国会が規定を設ける日又はこの憲法施行後一年を経過する日のいずれか早い期日まで、同条の規定は同条(4)項及び(7)項中「国会」とあるものは「大統領」

と、「国会の制定する法律」とあるものは「大統領の制定する命令」と読替えて効力を有するものとする。

第三七四条 (連邦法院裁判官及び連邦法院又はイギリス枢密院に係属中の訴訟に関する規定)

(1) この憲法施行直前在任する連邦法院の裁判官は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時に最高裁判所裁判官となり、かつ、最高裁判所裁判官に関し第一二五条の規定にもとづいて規定される俸給及び手当並びに休暇及び年金に関する権利を有する。

(2) この憲法施行のさい、民事たると刑事たるとを問わず、連邦法院に係属中の一切の訴訟、上訴及び訴訟手続は、最高裁判所へ移送されるものとし、最高裁判所は、それを審理し、かつ、判決する権限を有する。また、この憲法施行前連邦法院が下し、又は発した判決又は命令は、最高裁判所が下し、又は発したと同様の効力を有する。

(3) インド領内の裁判所の下した判決、決定又は命令に関する上訴又は請願を処理するイギリス枢密院の管轄権の行使は、当該管轄権の行使が法律により認められているかぎり、この憲法により無効とされることはない。また、この憲法施行後上訴又は請願に関して発せられるイギリス枢密院令は、最高裁判所

がこの憲法により与えられる管轄権を行使して発する命令又は指令と同様の効力を有するものとする。

(4) この憲法施行の日以後第一付則B編に規定する州内の裁判所の下した判決、決定又は命令に関する上訴又は請願を受理し、又は処理する当該州の枢密院としての権限を有する機関の管轄権は、消滅するものとし、当該機関に係属中の上訴その他の訴訟手続は、この憲法施行の日において最高裁判所に移送され、その処理を受けるものとする。

(5) この条の規定を施行するために必要な事項は、国会が法律で定める。

第三七五条（憲法の規定の制限内における裁判所、機関及び公務員の権能の継続）

インド領の全域にわたり、民事、刑事及び租税の管轄権を有するすべての裁判所並びに司法、執行及び行政の権限を有するすべての機関及び公務員は、この憲法の規定の制限内において、その権限を引き続き行使する。

第三七六条（高等裁判所裁判官に関する規定）

(1) 第二一七条(2)項の規定にかかわらず、この憲法施行直前在任する旧州の高等裁判所裁判官は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時に対応する州の高等裁判所裁判官となり、

高等裁判所裁判官に関し第二二一条の規定にもとづいて定められる俸給及び手当並びに休暇及び年金に関する権利を有する。

当該裁判官は、インド公民でない場合にも、当該高等裁判所の所長又は他の高等裁判所の所長若しくは裁判官に任命される資格を有する。⁽¹⁰⁾

(2) この憲法施行直前第一付則B編に規定する州に対応するインド藩王国に在任する高等裁判所裁判官は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時に当該付則B編に規定する州の高等裁判所裁判官となり、第二一七条(1)項及び(2)項の規定にかかわらず同条ただし書の制限内において、大統領が命令で決定する期間が経過した日まで引き続き在任する。

(3) この条にいう『裁判官』には、臨時代理裁判官又は補佐裁判官を含まないものとする。

第三七七条（インド会計検査院長に関する規定）

この憲法施行直前在任するインド会計検査長官は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時に会計検査院長に関する第一四八条(3)項の規定にもとづいて規定される俸給並びに休暇及び年金に関する権利を有し、かつ、この憲法施行直前当該長官に適用された規定にもとづいて決定される任期の満了する日まで引き続き在任する権利を有する。

第三七八条 (公務委員会に関する規定)

(1) この憲法施行直前在任するインド自治領公務委員会委員は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時に連邦公務委員会委員となり、かつ、第三一六条(1)項及び(2)項の規定にかかわらず、同条(2)項ただし書の制限内において、この憲法施行直前当該委員に適用された規則にもとづいて決定される任期の満了する日まで引き続き在任する。

(2) この憲法施行直前在任する旧州の公務委員会委員又は二以上の旧州のために在任する公務委員会委員は、他に選任されないかぎり、この憲法施行と同時にそれぞれ対応する州の公務委員会委員又は二以上の対応する州のための合同公務委員会委員となり、かつ、第三一六条(1)項及び(2)項の規定にかかわらず、同条(2)項ただし書の制限内において、この憲法施行直前当該委員に適用された規則にもとづいて決定される任期の満了する日まで引き続き在任する。

第三七八A条 (特別規定)

第一七二条の規定にかかわらず、一九五六年州再編成法第二八条及び第二九条の規定にもとづいて構成されたアンドラ・プラデシュ州立法議院は、すみやかに解散されない場合には、同法第二九条で規定する日から五年の間継続することができ、当

該期日の満了により当該立法議院は解散されたものとみなされる。

第三七九条〜第三九一条

[削除]

第三九二条 (困難を排除するための大統領の権限)

(1) 何らかの困難、特に一九三五年インド統治法の規定からこの憲法の規定に移行する際に起こりうる困難を除去するため、大統領は、命令で、当該命令で定める期間中この憲法の適用について大統領が必要又は妥当と認める詭替又は適用除外をする旨を指示することができる。

ただし、当該命令は、第五編第二章の規定にもとづいて正式に構成された国会が最初の会議を行った後は、これを発することができない。

(2) (1)項の規定にもとづいて発せられたすべての命令は、国会に提出するものとする。

(3) この条、第三二四条、第三六七条(3)項及び第三九一条の規定により大統領に与えられる権限は、この憲法施行前はインド自治領総督が行使する。

第二二編 略称、施行及び廃止

第三九三条 (略称)

この憲法をインド憲法と称することができる。

第三九四条（施行）

この条並びに第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第六〇条、第三二四条、第三六六条、第三六七条、第三七九条、第三八〇条、第三八八条、第三九一条、第三九二条及び第三九三条の規定は、即時これを施行し、この憲法のその他の規定は、この憲法の施行日としてこの憲法が規定する一九五〇年一月二十六日から施行する。

第三九五条（廃止）

一九四七年インド独立法並びに一九三五年インド統治法及びこれを修正・補足する一切の法令は、一九四九年枢密院令を除き、廃止する。

（訳注）

- (1) 第三八一条一箇条からなる第七編（第一付則B編に規定する州）は、一九五六年憲法第七次改正法により削除された。
- (2) 憲法第七次改正（一九五六年）により、「第一付則C編に規定する州」という表題が現在の形に改められた。
- (3) 憲法第七次改正まで、第二三九条は次のように規定していた。

インド憲法（三）

〔1〕 この編の他の規定の制限内において、第一付則C編に規定する州の行政は、大統領が行うものとし、適当とみとめる範囲内において、その任命する弁務長官（Chief Commissioner）若しくは弁事（Lieutenant Governor）又は隣接する州の政府を通じて行う。

ただし、大統領は、次の措置をとった後でなければ隣接する州の政府を通じて行動することはできない。

- (a) 関係政府との協議
- (b) 大統領が最も適当と認める方法で被統治州住民の意見を確かめること

(2) この条にいう州には、州の一部を含むものとする。

(4) この第二三九A条は、憲法第一四次改正（一九六二年）により新設された。

(5) この項に規定される連邦領は、変更されてきた。まず、一九七〇年ヒマカル・プラデシュ州法により「ヒマカル・プラデシュ」が削除され、一九七一年北東地域再編成法（North-Eastern Areas (Reorganisation) Act）により「マニプール、トリプラ」が削除された。さらに、憲法第二七次改正（一九七一年）及び第三七次改正（一九七五年）を経て現在の規定となった。（一九八三年現在）

(6) この第二三九B条は、憲法第二七次改正（一九七一年）により新設された。

(7) この第二三九B条に(4)項が憲法第三八次改正（一九七

五年)により追加されたが、第四四次改正により削除された。この(4)項は、次のように規定していた。

「(4) この憲法の規定にかかわらず、この条(1)項に規定する行政官の認定は、最終的なものであり、いかなる理由によろうとも裁判所の審理には服さないものとする。」

(8) この第二四〇条は、憲法第七次改正(一九五六年)により改正された。改正前の第二四〇条は、次のように規定していた。

「(1) 国会は、法律で、第一付則C編に規定され、かつ、弁務長官又は弁事を通じて統治される州に対して、当該法律で定める構成、権限及び機能を有する。

(a) 州議会としての機能を有する、選挙された機関若しくは指名と選挙によって選ばれた機関若しくは

(b) 諮問会議若しくは大臣会議

のいずれか一方又は双方を設置し、又は存続させることができる。

(2) (1)項の規定による法律がこの憲法を改正し又は改正するのと同じ効力を有する規定を含む場合においても、当該法律は第三六八条の規定の適用については、この憲法の改正とはみなさなむ。」

(9) この(6)号は「the Laccadive, Minicoy and Amindivi Islands」と規定されたが、the Laccadive, Minicoy and Amindivi Islands (Alteration of Name) Act, 1973

により変更された。

(10) 憲法第一〇次改正(一九六一年)により(e)号、第二二次改正(一九六二年)により(d)号、第一四次改正(一九六二年)により(c)号、そして第七次改正(一九七一年)により(f)号及び(g)号が挿入された。

(11) このただし書は、憲法第一四次改正(一九六二年)により設けられた。

(12) この第二ただし書は、憲法第二七次改正(一九七一年)により設けられた。

(13) 「any existing law」という表現が、憲法第二七次改正により現在の「any other law」という表現に改められた。

(14) この第二四一条(3)項及び(4)項は、憲法第七次改正(一九五六年)により改められた。

改正前の(3)項及び(4)項は、次のように規定していた。

「(3) この憲法の規定の制限内及びこの憲法にもとづいて州議会に与えられる権限にもつき当該州議会が制定する法律の規定の制限内で、第一付則C編に規定する州又はこれに含まれる地域においてこの憲法施行直前管轄権を有する高等裁判所は、この憲法施行後当該州又はこれに含まれる地域に関して管轄権を有する。」

(4) この条の規定は、第一付則A編又はB編に規定する州の高等裁判所の管轄権を、第一付則C編に規定する州

又はそれに含まれる地域に拡張し又はこれから除外する国会の権限に影響を及ぼすものではない。」

(15) 憲法第七次改正（一九五六年）により廃止された第二四二条は、次のように規定していた。

「(1) 国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、クルグ立法参事会の組織、権限及び機能は、この憲法施行直前のものと同一とする。

(2) クールグにおいて徴収される収入及びクルグの支出に関する規定は、大統領がそのために命令により別段の定めを設けないかぎり変更されない。」

(16) 憲法第七次改正（一九五六年）により削除された、この第九編（第一付則D編に規定する領域及び同付則に規定されていないその他の領域）は、その第二四三条で次のように規定していた。

「(1) 第一付則D編に規定する領域及び同付則に規定されていない領域であつてインド領に属するものの行政は、大統領が行うものとし、適当と認める範囲において、その任命する弁務長官その他の機関を通じて行う。

(2) 大統領は、当該領域の平和的かつ善良な統治を行うために規則を制定することができる。当該規則は、国会が制定する法律又はその時において当該領域に適用される既存の法律を廃止又は改正することができる。また、当該規則が大統領により公布されたときには、当該領域

に対し国会の制定法と同一の効力を有する。」

(17) この(1)項は、「アッサム州を除く第一付則A編又はB編に規定する州の……」と規定されていたが、憲法第七次改正（一九五六年）と一九七一年北東地域再編成法によって現在の規定となった。

(18) 第二五七A条（連邦軍隊その他の武力の配備による州への援助）は、憲法第四二次改正（一九七六年）により新設されたが、第四四次改正（一九七八年）により削除された。この第二五七A条は、次のように規定していた。

「(1) インド政府は、法と秩序の容易ならざる状況に対処するために連邦軍隊又は連邦の指揮下にあるその他の武力をいかなる州にも配備することができる。

(2) (1)項の規定にもとづいて州に配備された軍隊若しくは武力又はその分遣隊若しくは部隊は、インド政府が発する指令にしたがつて行動するものとし、当該指令に別段の定めのないかぎり、州政府又は州政府の下にある官吏若しくは機関の監督又は統制に服する。

(3) 国会は、当該配備期間中(1)項の規定にもとづいて配備された、軍隊又はその分遣隊若しくは部隊の人員の権限、機能、権利・義務を法律で規定する。」

(19) 憲法第七次改正（一九五六年）によりこの第二五八A条が設けられた。

(20) 憲法第七次改正（一九五六年）により削除された第二

五九条は、次のように規定していた。

「(1) この憲法の規定にかかわらず、第一付則B編に規定する州であつてこの憲法施行直前軍隊を有するものは、国会が法律で別段の定めをしないかぎり、大統領がそのために随時発する一般命令又は特別命令の制限内において引き続き軍隊を保持することができる。」

(2) (1)項に規定する軍隊は、連邦軍隊の一部をなすものとする。」

(21) 憲法第七次改正(一九五六年)前の第二六四条は、次のように規定していた。

「この編においては、文脈の許すかぎり、

(a) 『財務委員会』とは、第二八〇条の規定にもとづいて設置される財務委員会をいう。

(b) 『州』には、第一付則C編に規定する州を含まない。

(c) 第一付則C編に規定する州には、第一付則D編に規定する州及びインド領を構成する領域であつて当該付則に規定されていないものを含む。」

(22) 一九五〇年、インド非常基金法 (the Contingency Fund of India Act, 1950) が制定された。

(23) この(g)号は、憲法第六次改正(一九五六年)により追加された。また、(h)号は憲法第四六次改正(一九八二年)により設けられた。

(24) この(3)項は、憲法第六次改正(一九五六年)により新設された。当初「……販売又は購買……」と定められていたが、第四六次改正(一九八二年)により、「……販売若しくは購買又は委託……」と改められた。

(25) この(1A)項は、憲法第三二次改正(一九六九年)により設けられた。

(26) 第二七八条は、憲法第七次改正(一九五六年)により削除された。この第二七八条は、次のように規定していた。

「(1) この憲法の規定にかかわらず、インド政府は(2)項の規定の制限内において、次に掲げる事項に関し第一付則B編に規定する州と協定を結ぶことができる。

(a) 当該州内においてインド政府が課することのできる租税の賦課及び徴収並びにこの章の規定による収入以外の収入の配分

(b) 州が従来課していた租税が、この憲法の規定によりインド政府において課することができることとなったことにより減収が生じた場合又はその他の財源に減収を生じた場合において、当該州に対してするインド政府からの財政援助

(c) 第二九一条(1)項の規定にもとづいてインド政府が行う支払いに関する州の分担金
また、当該協定が成立するときには、この章の規定は

当該協定の条項の制限内において当該州に対して効力を有する。

(2) (1)項の規定にもとづく協定は、この憲法施行後一〇年をこえない期間効力を有する。

ただし、大統領は、この憲法施行後五年を経過した後はいつでも、財務委員会の報告を考慮した後必要と認めるときには当該協定を廃止又は改正することができる。」

(27) 当初、(c)号及び(d)号は、次のように規定されていた。

「(c) 第二七八条(1)項又は第三〇六条の規定にもとづいて、インド政府と第一付則B編に規定する州との間に締結される協定の条件を継続又は改正すること、及び

(d) 財政を健全にするため、大統領から財務委員会へ付託するその他の事項」

憲法第七次改正(一九五六年)により、この(c)号が削除され、(d)号が(c)号となった。

(28) この(1)項には、次のような原注がついていたが、憲法第六次改正(一九五六年)により削除された。

「〔原注〕 貨物の売買に関する一般法令にもとづいて貨物の所有権が他の州に移転する事実にかかわらず、(a)号の規定の適用については、売買の直接の結果として州内での消費のため州内に引き渡されることとなるものの売買は、州内における売買とみなすものとする。」

(29) この第二八六条の(2)項、(3)項は、当初、次のように規

定されていたが、憲法第六次改正により改められた。

「(2) 国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、州の法律は州際通商として行われる貨物の売買に対し租税を賦課する旨又は賦課することを承認する旨を規定してはならない。」

ただし、この憲法施行直前州政府が適法に課していた貨物の売買に対する税については、大統領は、命令で、この項の規定にかかわらず、これを一九五一年三月三十一日まで課することができる旨を命令することができる。

(3) 国会が法律で社会生活上重要であると定める貨物に対し売買税を課する旨又は課することを承認する旨を規定する州議会の法律は、大統領の考慮を求めするために留保されその認証を得ないかぎり、効力を有しない。」

また、憲法第四次改正により、(3)項が改正された。この改正前(3)項は、次のように規定していた。

「(3) 州際通商又は取引においてとくに重要である国会が法律で定めた貨物の売買に対する税を課し又は課することが認められる州の法律は、国会が法律で定める税徴収制度、税率及びその他の事項に関する制限及び条件にしたがわなければならない。」

(30) この第二九〇A条は、憲法第七次改正(一九五六年)により設けられた。

(31) この第二九一条は、憲法第二六次改正(一九七一年)

により削除された。当初、第二九一条は、次のように定めていた。

「(1) この憲法施行前インド自治領政府がインド藩王国統治者との間に締結した協約又は協定により、当該統治者の手元金としてインド自治領政府が課税されない一定の金額を支出することを保障又は確約している場合においては、

(a) 当該金額は、インド統合基金の負担となり、これより支出されるものとする。

(b) 当該統治者に支払われる金額は、全ての所得税を免除される。

(2) 前項に規定する藩王国が第一付則A編又はB編に規定する州にある場合において、(1)項の規定にもとづいてインド政府から支出がなされたときには、これに関して州統合基金からその負担額を支払うものとし、その額及びその支払いの期間は、第二七六条(1)項の規定にもとづく協定の制限内において、大統領が命令で定める。」

憲法第七次改正(一九五六年)により、この(2)項が削除され、第二九一条は、(1)項のみからなる条文となっていた。

(32) 当初、この第二九七条は、次のように規定していたが、憲法第四〇次改正(一九七六年)により改正された。

「インド領海(又は大陸棚)内における海底の一切の土

地、鉱物その他の有価物は、連邦に帰属し、連邦のために保有される。」なお、()内は、憲法第一五次改正(一九六三年)により挿入された。

(33) 当初、この第二九八条は、次のように規定していたが、憲法第七次改正(一九五六年)により改正された。

「(1) 連邦及び各州の行政権は、当該議会の制定する法律の制限内において、連邦又は州のために保有される財産を譲与し、処分し又は担保に供し、また、連邦又は州のために財産を買い受け、取得し又は契約を締結する権限を含む。

(2) 連邦又は州のために取得された財産は、連邦又は州に帰属する。」

(34) 第三〇〇A条一箇条から成るこの第四章は、憲法第四〇次改正(一九七八年)により新設された。

(35) この第三〇五条は、憲法第四次改正(一九五五年)により改正された。当初、次のように規定していた。

「第三〇一条及び第三〇三条の規定は、大統領が命令で別段の規定を設けないかぎり、既存の法律の効力に影響を及ぼすものではない。」

(36) 憲法第七次改正(一九五六年)により、この第三〇六条は削除された。第三〇六条は、次のような規定だった。

「この編中の前条までの規定又はこの憲法の他の規定にかかわらず、この憲法施行前において他の州からの貨物

の輸入又は他の州への貨物の輸出に対して税を課していた第一付則B編に規定する州は、インド政府と協定したときには、当該協定の条項の制限内において、かつ、この憲法施行後一〇年をこえない範囲で当該協定に規定した期間当該税を課し又は徴収することができる。

ただし、大統領は、この憲法施行の日から五年を経過したときは、第二八〇条の規定にもとづいて置かれる財務委員会の報告を考慮した後必要と認めるときは何時でも当該協定を廃止し又は変更することができる。」

(37) 憲法第七次改正（一九五六年）により、「……第一付則A編又はB編に規定する州をいう。」が現在の形に改められた。

(38) この(2)項及び(3)項は、憲法第一五次改正（一九六三年）により改正された。当初、次のように規定されていた。

「(2) (1)項に規定する者は、その者に対して採られた措置に対し弁明する合理的な機会を与えられ、理由を示さないかぎり、罷免、解任又は降任されることはない。

ただし、この項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

(a) 刑事訴追により有罪とされた行為を理由として罷免、解任若しくは降任される場合、

(b) 罷免、解任若しくは降任を行う権限のある機関がある理由を記録として残す必要から当該弁明の機会若し

インド憲法(三)

くは理由の告知を与えることを合理的に適切であると認めない場合、又は

(c) 大統領若しくは知事が、国家の安全のため本人にかかる機会を与えることを不都合と認めた場合

(3) (2)項の規定にもとづいて理由を示す機会を与えることが合理的に適切か否かにつき疑義を生ずるときには、罷免、解任又は降任を行う権限を有する機関の決定が最終的のものとなる。」

また、憲法第四二次改正（一九七六年）により、(2)項から次の文言が削除された。

「……また、当該調査後、その者に当該処分を課することが提議された場合には、提議された処分につき陳述をなす合理的な機会が与えられるまでは、当該調査中挙示された証拠にもとづいてのみ（罷免、解任又は降任される。）」

(2)項ただし書は、憲法第四二次改正（一九七六年）により表現上の改正がなされた。

(39) 「第一五編の規定……」が、憲法第四二次改正（一九七六年）により「第六編第六章又は第一編の規定……」と改正された。

(40) 「全インド的司法官職を含む」という文言が、憲法第四二次改正（一九七六年）により挿入された。

(41) (3)項及び(4)項は、憲法第四二次改正（一九七六年）に

一八一（一一一）

より追加された。

- (42) この第三二二A条は、憲法第二八次改正(一九七二年)により設けられた。

- (43) 憲法第二八次改正(一九七二年)により削除された、この第三一四条は、次のように規定していた。

「この憲法に明記されていないかぎり、インド大統領又は枢密院におけるインド大臣によりインドにおけるイギリス国王の文官に任命された者であつてこの憲法施行の際インド政府若しくは州政府の下において服務し、かつ、この憲法施行後もこれらの政府の下において服務するものは、事情の許すかぎり、その服務するインド政府又は州政府から、この者が憲法施行直前有していたのと同様の俸給、休暇若しくは年金に関する服務条件又は規律事項に関する権利その他類似した権利を有する。」

- (44) このA項は、憲法第一五次改正(一九六三年)により設けられた。

- (45) 当初、「六〇歳」と定められていたが、憲法第四一次改正(一九七六年)により「六二歳」と改められた。

- (46) この第一四A編は、憲法第四二次改正(一九七六年)により新設された。

- (47) 当初、「国会及び州議会の選挙により又はそれに関して生ずる疑義及び紛争を決定する選挙審判所の任命を含む(権限)……」と規定されていたが、憲法第一九次改

正(一九六六年)により、この部分が削除された。

- (48) この第三二九条のあとに、憲法第三九次改正(一九七五年)により第三二九A条(首相及び議長の国会議員選挙に関する特別規定)が設けられたが、憲法第四四次改正(一九七八年)により削除された。

「(1) 第五編第二章の規定(第一〇二条(1)項(e)号の規定を除く)にしたがい、次に掲げる選挙は、国会が制定した法律により又はそれにもとづいて規定された機関(第三二九条(b)項に規定された機関でないもの)若しくは組織により、かつ、当該方法によるものを除き、審査されないものとする。

(a) 当該選挙のときに首相の地位にあり又は当該選挙後首相に任命される者の国会のいずれかの議院の議員選挙

(b) 当該選挙のときに衆議院議長の地位にあり又は当該選挙後に議長に選任される者の、衆議院議員選挙

また、当該法律は、当該選挙が審査される事由を含む、当該選挙についての疑義及び紛争に関するその他の事項を規定することができる。

(2) (1)項で規定する法律の効力及び当該法律にもとづいて機関又は組織がなした決定は、裁判所で審査されることはない。

(3) ある者が、首相に任命されるとき又は衆議院議長に

選任されるときで、その者の国会のいずれかの議院の選挙又は衆議院議員選挙に関して、第三二九条(b)項に規定する選挙訴願が係属中である場合には、当該選挙訴願は、その者の首相への任命又は衆議院議長への選任を中止させる。ただし、当該選挙は、(1)項に規定する法律にもとづいて審査されることはない。

(4) 一九七五年憲法(第三九次改正) 法施行前、国会により制定された法律は、選挙訴願に関し又はそれに関連する事項であるかぎり、国会のいずれかの議院について(1)項で規定する者の選挙に適用され又は適用されてきたとみなされてはならない。また、当該選挙は、それが当該選挙を無効と宣言することのできる理由にもとづいて無効とされ又は無効とされてきたとみなされてはならない。また、当該施行前、当該法律にもとづいて無効と宣言され、かつ、当該施行前に当該選挙により無効であると宣言する命令を裁判所が出した場合においても、当該選挙はすべての点について効力を継続するものとし、当該命令及び当該命令の理由となつてゐる認定は無効であり、効力を有しないものとする。

(5) 最高裁判所に、一九七五年憲法(第三九次改正) 法施行直前係属している、(4)項に規定する裁判所の命令に対する上告又は対抗上告は、(4)項の規定に適合するように処理されなければならない。

インド憲法(三)

(6) この条の規定は、この憲法の他の規定にかかわらず、効力を有するものとする。

(49) 「アッサム部族地域及びナガラントにおける指定部族を除く……」という文言が、憲法第三一次改正(一九七三年)により現在の規定に改められた。

(50) この(3)項は、憲法第三一次改正(一九七三年)により設けられた。

(51) この原注及びそのただし書は、憲法第四二次改正(一九七六年)により設けられた。

(52) 「アッサム部族地域及びナガラントにおける指定部族を除く……」という文言が、憲法第三一次改正(一九七三年)により、現在の形に改められた。

(53) 「シロン屯営地及び自治市を含む選挙区を除き……」という文言が、一九七一年北東地域再編成法により削除された。

(54) 一〇年単位で延長されてきており、憲法第四五次改正(一九八〇年)により、「三〇年」が「四〇年」と改められた。

(55) この第三五〇A条及び第三五〇B条は、憲法第七次改正(一九五六年)により設けられた。

(56) 「反乱(armed rebellion)」の語は、憲法第四四次改正(一九七八年)により、「内乱(internal disturbance)」の語に置き換えられたものである。

(57) 「インド全域又は当該布告で定めたその領域の部分に
関して」という箇所は、憲法第四次改正(一九七六年)
により挿入された。

(58) この原注は、憲法第四次改正(一九七八年)により
設けられた。

(59) 第三五二条は、制定当初(1)項(3)項から成るものであ
り、憲法第四次改正により(2)項が設けられた。(2)項、
(2)項及び(3)項は、次のように規定していた。
「(2) (1)項の規定にもとづいて発せられる布告は、
(a) これに次いで発せられる布告で廃止することがで
きる。

(b) 国会の両議院に提出しなければならない。

(c) 国会の両議院の決議により承認されないかぎり、
二月が経過した日においてその効力を失う。

ただし、衆議院解散中に布告が発せられ又は布告が発
せられた後(c)号に規定する二月内に衆議院が解散された
場合において、参議院が当該布告を承認する決議を可決
し、衆議院が当該期間経過前に布告を承認する決議を可
決しないときには、当該布告は再編成後の衆議院の最初
の開会の日から三〇日を経過する前に衆議院が当該布告
を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日を経過
した日においてその効力を失う。

(2A) (1)項の規定にもとづいて発せられる布告が、これに

次いで発せられる布告で変更されたときには、(2)項の規
定は、(1)項の規定にもとづいて発せられた布告に関して
適用されるのと同様に、それに次ぐ当該布告に関しても
適用される。

(3) インド又はその領域のいずれかの部分の安全が戦争、
外患又は内乱により脅かされている旨宣言する非常事態
の布告は、大統領がそれに関する緊急の危機が存在する
と認めるときには、戦争、外患又は内乱が現実起こる
以前においてもこれを発することができる。」

(60) 憲法第四次改正(一九七八年)により、「内乱」が
「反乱」に置き換えられた。

(61) この(9)項は、憲法第三八次改正(一九七五年)に(4)項
として設けられ、第四次改正により(9)項となったもの
である。

なお、第三八次改正のときに(5)項が設けられたが、こ
の(5)項は第四次改正により削除された。

「(5) この憲法の規定にかかわらず、

(a) (1)項及び(3)項に規定する大統領の認定は、最終的
なものであり、いかなる理由にもとづいても裁判所で審
査されることはない。

(b) (2)項の規定にもとづいて最高裁判所その他の裁判
所は、次に掲げる事項に関し、いかなる理由にもとづい
ても審理を開始することはできない。

(i) (1)項に規定された目的のために大統領による布告でなされた宣言

(ii) 当該布告のそれにもとづく施行」

(62) このただし書は、憲法第四二次改正（一九七六年）により設けられた。

(63) 当初、「(3)項の規定により承認された布告は、…：布告を承認する第二の決議の可決の日から六月を経過したときにおいて効力を失う。」と定められていたが、憲法第四二次改正（一九七六年）により「六月」が「一年」と改められ、第四四次改正（一九七八年）により現在の形に改正された。

(64) 当初、「六月」と定められていたが、憲法第四二次改正（一九七六年）により「一年」と改められ、第四四次改正により再度「六月」と改められた。

(65) この(5)項は、憲法第三八次改正（一九七五年）により設けられ、第四四次改正により改められたものである。当初、次のように規定していた。

「(5) この憲法の規定にかかわらず、(1)項で規定する大統領の認定は、最終的のものであり、いかなる理由にもとづいても裁判所で審査されることはない。」

(66) この(2)項は、憲法第四二次改正（一九七六年）により改正された。当初、この(2)項は、次のように規定していた。

「(2) 国会又は大統領若しくは(1)項(a)号の規定にもとづくその他の機関が州議会の権限を行使して制定する法律は、第三五六条の規定にもとづく布告がない場合には、国会、大統領又はその他の機関が制定する権限を欠く程度において、当該布告が効力を失った第一年が経過した日に、当該期間経過前既になされ又はなされないこととなった事項を除き、また、当該効力を失うべき条項が権限ある議会の制定法により廃止され、又は修正を付し若しくは付さないで再制定された場合を除き、その効力を失う。」

(67) このただし書は、憲法第四二次改正（一九七六年）により設けられた。

(68) この(2)項は、憲法第四四次改正（一九七八年）により設けられた。

(69) 当初、「第三編の規定にもとづく」と規定されていたが、憲法第四四次改正（一九七八年）により、このように改められた。

(70) この(1A)項は、憲法第三八次改正（一九七五年）により設けられた。

(71) このただし書は、憲法第四二次改正（一九七六年）により設けられた。

(72) この(1B)項は、憲法第四四次改正（一九七八年）により設けられた。

(73) 憲法第四四次改正(一九七八年)により、この(2)項は改正された。当初、次のように規定していた。

「(2) 第三五二条(2)項の規定は、同条の規定にもとづいて発せられた非常事態の布告に関して適用される。」

(74) 憲法第三八次改正(一九七五年)により、この第三六〇条に(5)項が追加されたが、第四四四次改正(一九七八年)により削除された。この(5)項は、次のように規定していた。

「(5) この憲法の規定にかかわらず、

(a) (1)項に規定する大統領の認定は、最終的なものであり、いかなる理由にもとづいても裁判所で審査されることはない。

(b) (2)項の規定の制限内において、最高裁判所及びいかなる裁判所も次に掲げる事項の効力に関し、いかなる理由にもとづいても審理を開始することはできない。

(i) (1)項に規定された目的のため大統領による布告でなされた宣言

(ii) 当該布告のそれにもとづく施行」

(75) この第三六一A条は、憲法第四四四次改正(一九七八年)により設けられた。

(76) 第三六二条は、憲法第二六次改正(一九七一年)により削除された。この第三六二条は、次のように規定していた。

「国会若しくは州議会が立法権を有し、又は連邦若しくは州が行政権を行使するにさいしては、第二九一条(1)項に規定する協約又は協定にもとづいてインド藩王国統治者の個人的権利、特権及び尊厳に関して与えられる保障につき適切な考慮を払わなければならない。」

(77) この第三六三A条は、憲法第二六次改正(一九七一年)により新設された。

(78) この(4)項のあとに、(4A)項が憲法第四二次改正(一九七六年)により設けられたが、第四三次改正(一九七七年)により削除された。この(4A)項は、次のように規定していた。

「(4A) 『中央法』とは、州法以外の法律で、憲法第三六八条にもとづくこの憲法の改正を含まないものをいう。」

(79) 削除された(2)項は、次のように規定していた。

「(2) ラジブラムクとは、

(a) ハイデラバード州にあっては、大統領がハイデラバードのニザムとして認めた者

(b) ジャム・カシミール州、マイソール州にあっては、大統領が当該州のマハラジャとして認めた者

(c) 第一付則B編に規定するその他の州にあっては、大統領が当該州のラジブラムクとして認めた者という。

また、前各号に規定する州のいづれかに関し、大統領が当該州のラジブラムクの権限を行使する資格があると

認められた者を含む。」

(80) この(80)項は、憲法第二六次改正(一九七一年)により改められた。改正前、この(80)項は、次のように規定していた。

「(80) インド藩王国に関する『統治者』とは、第二九一条(1)項に規定する協約又は協定を締結し、かつ、大統領が統治者として認めた王侯、首長その他の者をいい、また、大統領が統治者の後継者として認めた者を含む。」

(81) (26A) 項が憲法第四二次改正(一九七六年)により新設され、第四三次改正(一九七七年)によって削除された。

「(26A) 『州法』とは、次のものをいう。

(a) 州の制定法又は連邦領議会の制定法

(b) 第二一三条の規定にもとづいて州知事により公布された政令又は第二三九B条の規定にもとづいて連邦領行政官により公布された命令

(c) この憲法施行前制定された中央法で州管轄事項表に掲げられた事項に関するすべての条項

(d) 旧自治州において州管轄事項表又は共通管轄事項表に掲げられた事項に関するすべての条項

(e) (a)号、(b)号、(c)号又は(d)号でいう制定法、政令又は条項にもとづいて制定され、法律としての効力を有するすべての告示、命令、計画、規則、規程若しくは細則又はその他の指令

インド憲法(三)

(f) (e)号の規定の適用をうけず、かつ、州政府若しくは連邦領の行政官により又は当該州政府若しくは行政官の下にある官吏若しくは機関により制定された、法律としての効力を有するすべての告示、命令、計画、規則、規程若しくは細則又はその他の指令

(g) 州管轄事項表に掲げられた事項に関して、(法律としての効力を有するすべての慣行及び慣例を含む)その他の法律」

(82) (29A) 項は、憲法第四六次改正(一九八二年)により設けられた。

(83) (80) 項は、当初、次のように規定されていたが、憲法第七次改正(一九五六年)により現在の形に改められた。

「(80) 第一付則B編に規定する州に関する『ウパラジブラムク』とは、大統領が当該州のウパラジブラムクとして認めた者をいう。」

(84) この第三六八条は、現在の(2)項のみで構成されていたが、憲法第二四次改正(一九七一年)により、(1)項及び(3)項が設けられた。

(85) 憲法第二四次改正(一九七一年)により表現上の修正が行われた。

(86) この(4)項及び(5)項は、憲法第四二次改正(一九七六年)により設けられた。

(87) この第二一編の表題は、「暫定的及び経過的规定」で

一八七 (一八七)

あつたが、憲法第一三次改正(一九六二年)により現在の表題となつた。

- (88) この条の規定にもとづいて大統領に与えられた権限を行使するために、ジャム・カンミール州制憲議会の勧告にもとづいて、一九五二年一月一七日以降、この第三七〇条の原注は、次のような原注に読替えられるものとされた。

〔原注) この条にいう州政府とは、大統領がジャム・カンミール州の大臣会議の助言にもとづき、当該州立法議院の勧告にもとづいて、当分の間ジャム・カンミール知事として認めた者をいう。〕

- (89) この第三七一条は、当初次のように定めていたが、第七次改正により全面的に改正された。

「この憲法の規定にかかわらず、第一付則B編に規定するすべての州は、この憲法施行後一〇年間又は国会が当該州に関し法律で規定するこれより短い期間若しくは長い期間中、大統領の総括的監督の下におかれるものとし、また、大統領が特別の指令を発するときには、これに従わなければならない。

ただし、大統領は、命令で、この条の規定がその命令に規定する州については適用されない旨を指示することができる。」

さらに、憲法第四二次改正(一九七三年)により(1)項

が削除された。削除された(1)項は、次のように規定していた。

- (1) この憲法の規定にかかわらず、大統領は、アンドラ・ブラデシュ州に関して制定された命令によって、当該州立法議院の地方委員会の構成と機能、当該政府の事務規則上及び当該州立法議院の統制規則上なされる読替並びに当該地方委員会の適切な運営を保障するための知事の特別責任について規定することができる。」

- (90) この第三七一条A条は、憲法第一三次改正(一九六三年)により新設された。

- (91) 一九六三年憲法(困難除去)令 (Constitution (Removal of Difficulties) Order) は、この(e)号(i)目に次のようなただし書が付加されて効力を有するものと規定した。

「ただし、知事は、首相の助言にもとづいて、ナガラント立法議院においてチューサンク地区に割りあてられる議席をみたくため、法律にもとづいて、ある者が選ばれるまで、チューサンク問題大臣を任命するものとする。」

- (92) この第三七一条B条は、憲法第二二次改正(一九六九年)により新設された。

- (93) この第三七一条C条は、憲法第二七次改正(一九七一年)により新設された。

- (94) 第三七一条D条及び第三七一条E条は、憲法第三二次改正

(一九七三年)により新設された。

(95) この憲法第三七―F条は、憲法第三六次改正(一九七五年)により設けられた。

(96) 当初「五年」とされていたが、憲法第四二次改正(一九七六年)により「六年」と改正され、第四四次改正(一九七八年)により再度「五年」に戻された。

(97) 同右、一旦「五年」と改正されたが、「四年」に戻された。

(98) 憲法第一次改正(一九五一年)により「二年」が「三年」に改められた。

(99) この憲法第三七―A条は、憲法第七次改正(一九五六年)により設けられた。

(100) 「当該裁判官は、……資格を有する。」という規定は、憲法第一次改正(一九五一年)により追加された。

(101) この第三七八条は、憲法第七次改正(一九五六年)により設けられた。

(102) 第三七九条から第三九一条までは、憲法第七次改正(一九五六年)により削除された。これらの条文は、次のように規定していた。

「第三七九条(暫定国会及びその議長及び副議長に関する規定)

(1) この憲法の規定にもとづいて国会の両議院が正式に構成され、第一回の会議が招集されるまでは、この憲

インド憲法(三三)

法施行直前インド自治領憲法制定議会として権限を有する機関が暫定国会となり、国会についてこの憲法の規定により与えられる一切の権限を行使し、及び一切の任務を遂行する。

〔原注〕 この項にいうインド自治領憲法制定議会は、次に掲げる者を含む。

(i) (2)項の規定にもとづいて規定される州又はその他の地域を代表するように選ばれる議員

(ii) 当該議会の偶発的欠員を補充するために選ばれる議員

(2) 大統領は、規則で次に掲げる事項を規定する。

(a) この憲法施行直前インド自治領憲法制定議会に代表を出していない州又はその他の領域の代表を(1)項の規定にもとづいて権限を有する暫定国会に出すこと

(b) 前号に規定する州又はその他の領域の代表を国会へ選出する方法

(c) 当該代表の有すべき資格

(3) インド自治領憲法制定議会の議員が、一九四九年一月六日以後この憲法施行以前において旧州又は第一付則に規定する州に対応する旧インド藩王国議会の議員又は大臣である場合において、事前に憲法制定議会の議員を辞任しないときには、この者はこの憲法施行の日において憲法制定議会の議員の資格を失うものとし、その欠員は、偶発

一八九(一八九)

的欠員とみなす。

(4) (3)項の規定による欠員を補充するための措置は、この憲法施行以前において、インド自治領憲法制定議会において当該欠員が発生する前に行うことができる。ただし、この憲法施行前欠員補充のために選挙された者は、当該欠員が発生するまで議会に出席する資格を有しない。

(5) この憲法施行直前、一九三五年のインド統治法の規定にもとづき自治領議会としての権限を有する憲法制定会議の議長又は副議長として在任する者は、この憲法施行と同時にそれぞれ(1)項の規定にもとづいて権限を有する暫定国会の議長又は副議長となる。

第三八〇条（大統領に関する規定）

(1) 第五編第一章の規定にしたがって大統領が選出され、その任につくまで、インド自治領憲法制定議会が大統領として選出する者は、インド大統領となる。

(2) 死亡、辞任、解任その他の理由によりインド自治領憲法制定議会が選出した大統領が欠けたときは、第三七九条の規定にもとづいてその権限を有する暫定国会が大統領として選出するものが大統領となる。この場合において大統領が選出されるまでは、最高裁判所長官が大統領の職務を行う。

第三八一条（大統領の大臣会議）

大統領が大臣として任命する者は、この憲法にもとづき

大統領の大臣となる。その任命があるまでは、この憲法施行直前インド自治領の大臣の職にあった者は、この憲法施行と同時にこの憲法の規定にもとづく大統領の大臣となり、その職を保持する。

第三八二条（第一付則A編に規定する州の暫定議会に関する規定）

(1) この憲法の規定にもとづいて第一付則A編に規定する州の議会の議院又は両議院が正式に構成され、第一回の会議が招集されるまでは、この憲法施行直前権限を有する対応する旧州の議院又は両議院は、この憲法の規定により州議会の議院又は両議院に与えられる権限を行使し、その任務を遂行する。

(2) (1)項の規定にかかわらず、この憲法施行前、旧州の立法議院の再構成のための総選挙の施行が命ぜられているときには、その選挙はこの憲法施行後においても、なお、この憲法が施行されていないものとして実施することができるものとし、新たに構成された議院は、(1)項に規定する立法議院とみなす。

(3) この憲法施行直前、旧州の立法議院又は立法参事院の議長又は副議長の職にあった者は、この憲法施行と同時に第一付則A編に規定する対応する州の立法議院又は立法参事院の議長又は副議長となり、(1)項の規定にもとづいて旧州の立法議院又は立法参事院が対応する州の立法議院又

は立法参事院の権能を行使している期間在任する。

ただし、この憲法施行前、旧州の立法議院を再構成するための総選挙の施行を命ぜられ、新たに構成された議院がこの憲法施行後最初の会議を行うときには、この項の規定は適用しない。この場合においては、新たに構成された議院がそれぞれ議長及び副議長を選挙しなければならない。

第三八三条（旧州の知事に関する規定）

この憲法施行直前旧州の知事の職にある者は、この憲法施行と同時に第六編第二章の規定にしたがつて新知事が任命され、その任につくまでは、第一付則A編に規定する旧州に対応する州の知事となる。

第三八四条（知事の大臣会議）

知事が州大臣として任命する者は、この憲法にもとづく知事の州大臣となる。その任命があるまでは、この憲法施行直前対応する旧州の州大臣の職にあった者がこの憲法施行と同時にこの憲法の規定にもとづく州知事の大臣となり、その職を保持する。

第三八五条（第一付則B編に規定する州の暫定議会に関する規定）

この憲法の規定にもとづいて第一付則B編に規定する州の議会の議院又は両議院が正式に構成され、第一回会期が招集されるまでは、この憲法施行直前対応するインド藩王国の議会としての権能を有した機構又は機関は、この憲法

の規定により与えられる州議会の議院又は両議院の権能を行使し、その任務を遂行する。

第三八六条（第一付則B編に規定する州の大臣会議）

第一付則B編に規定する州のラジプラムクが州大臣として任命する者は、この憲法にもとづくラジプラムクの州大臣となる。その任命があるまでは、この憲法施行と同時にこの憲法の規定にもとづくラジプラムクの州大臣となり、その職を保持する。

第三八七条（一定の選挙のための人口の決定に関する特別規定）

この憲法施行後三年間は、この憲法の規定にもとづいて行われる選挙のため、インド又はその一部の人口は、この憲法の規定にかかわらず、大統領が命令で指示するところにより定めるものとし、当該命令は、州毎に又は目的のこととなるごとに異なった規定を設けることができる。

第三八八条（暫定国会及び州議会の偶発的欠員補充に関する規定）

(1) 第三七九条(1)項の規定にもとづいて権能を行使する暫定国会の議席の偶発的欠員（同条(3)項及び(4)項に規定する欠員を含む）は、これを補充することを要するものとし、その欠員補充に関する一切の事項（当該補欠選挙から生じ、又はそれに関する疑義及び紛争の決定を含む）は、

(a) 大統領が制定する規則により規制するものとし、

(b) 当該規則が制定されるまでは、インド自治領憲法制定議会における偶発的欠員の補充に関する規則及び当該欠員補充の際には、又はこの憲法施行直前に効力を有する関係規定により、憲法施行前においては当該議会の議長、施行後においてはインド大統領の定める適用除外又は読替をして、規制するものとする。

ただし、この項に規定する欠員となった議員がその欠員となる直前指定カースト又は回教徒若しくはシーク教徒に属する者であつて旧州又は第一付則A編に規定する州を代表するものによつて占められていたときには、これを補充する者は憲法制定議会議長又はインド大統領が別段の規定を必要又は妥当としなからざり、欠員となつた者と同一の所属の者でなければならない。

さらに、旧州又は第一付則A編に規定する州の議員の補欠選挙に際し、旧州若しくはこれに対応する州又は当該州の立法議院の議員は、これに参加し投票する権利を有する。
〔原注〕 この項の規定の適用については、

(a) 第三四一条(1)項の規定にもつづいて、州に関する指定カーストを定める公示が發せられるまでは、一九三六年インド統治(指定カースト)令において旧州に関する指定カーストと定められたカースト、人種若しくは部族又はカースト、人種若しくは部族内

の部分若しくは集団は、旧州又はこれに対応する州に関する指定カーストとみなす。

(b) 旧州又は州におけるすべての指定カーストは、単一社会とみなす。

(2) 第三八二条又は第三八五条の規定にもつづいて権能を有する州議会の議院又は両議院の議員の偶発的欠員は、これを補充することを要するものとし、その欠員補充に関する一切の事項(当該補欠選挙から生じ、又はそれに関する疑義及び紛争の決定をふくむ)は、大統領が命令で定める適用除外又は読替をして、この憲法施行直前効力を有した当該欠員補充及び関係事項を規制する規定にしたがつて規制する。

第三八九条(自治領議会並びに旧州及び旧インド藩王国議会において審議中の法案に関する規定)

この憲法施行直前、インド自治領議会又は旧州若しくは旧インド藩王国議会において審議中の法案は、この憲法の規定にもつづいて国会又は対応する州の議会が制定する規則に別段の規定がある場合を除き、自治領又は旧州若しくはインド藩王国議会における法案の審議を国会又は対応する州の議会において引き続き審議するものとする。

第三九〇条(憲法施行の日から一九五〇年三月三十一日まで)の間の収納金及び支出金)

この憲法の規定であつてインド統合基金又は州統合基金及び当該基金からの金銭支出の承認に関するものは、この憲法施行の日から一九五〇年三月三十一日までの期間においてインド政府又は州政府が収納し若しくは起償した金銭又は負担する支出については適用しない。また、当該期間中に負担する支出は、当該支出が一九三五年のインド統治法の規定にしたがつてインド自治領総督若しくは対応する旧州の知事が承認した支出認可計画に規定されていたものであり、又はこの憲法施行直前対応するインド藩王国の収入からの支出の承認について適用されていた規則にしたがつてラジプラムクが承認したものであるときは、正式に承認されたものとみなす。

第三九一条（一定の非常事態に第一付則又は第四付則を改正する大統領の権限）

(1) この憲法可決の日からこの憲法施行の日までの間に採られた、一九三五年インド統治法の規定にもとづく行為について、大統領が第一付則又は第四付則の改正を要すると認めるときには、この憲法の規定にかかわらず、大統領は、命令で、当該行為により効力を与えるのに必要なこれら付則の改正を行うことができるものとし、また、その命令は、大統領が必要と認める補足的、付随的又は結果的規定を含むことができるものとする。

(2) (1)項の規定により第一付則又は第四付則が改正され

たときは、この憲法の適用について、第一付則又は第四付則とは、(1)項の規定により改正されたこれらの付則をいうものとする。」